国第

百 会回 院 法 務 員 会 会 録 第 号

令和二年六月四日(木曜日) 出席者は左のとおり 事務局側 午前十時開会 政府参考人 大臣政務官 国務大臣 委員長 委 事 員 員 常任委員会専門 法 審議官 内閣府大臣官房 防衛大臣政務官 官閣府大臣政務 務 大 臣 真山 川合 渡辺 上 岩田 髙良 山添 安江 山崎 福岡 中川 矢倉 有田 村手 青木勢津子君 森 今井絵理子君 嘉田由紀子君 小野田紀美君 元榮太一郎君 竹谷とし子君 まさこ君 克法君 和親君 鉄美君 克夫君 猛之君 雄平君 正昭君 資麿君 伸夫君 勇一君 孝典君 芳生君 雅治君 聡君 拓君 りいたします ○委員長(竹谷とし子君) 提出、 罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣 衆議院送付

リティ・情報化 外務省大臣官房 車局次長国土交通省自動 法務省民事局長 司法法制部長法務省大臣官房 審議官警察庁長官官房 審議官警察庁長官官房 審議官警察庁長官官房 法務省矯正局長 法務省刑事局長 参事官 江坂 川原 赤堀 大橋 小出 金子 髙田 小柳 行松 太刀川浩 泰弘君 邦夫君 行弘君 隆司君 陽介君 誠 哲 君 修君 毅君 君 一君

○政府参考人の出席要求に関する件 ○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処 本日の会議に付した案件

務省刑事局長川原隆司君外十名を政府参考人とし 罰に関する法律の一部を改正する法律案の審査の 会を開会いたします。 ため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、法 て出席を求め、その説明を聴取することに御異議 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮 ただいまから法務委員

> よう決定いたします。 ○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認め、

ると、自由民主党を代表して質問した方が山下雄 臣が谷垣禎一大臣、刑事局長が稲田伸夫刑事局 を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を 平となっておりました。私です。七年前、この法 二〇一三年に刑法から独立する形でこの法律が創 の機会をいただきありがとうございます。 ○山下雄平君 自由民主党の山下雄平です。 改正する法律案を議題とし、質疑を行います。 設されました。当時の審議を見てみると、法務大 て、この法律の歴史を少しひもといてみました。 ○委員長(竹谷とし子君) この自動車運転処罰法についての質問に当たっ 質疑のある方は順次御発言願います。 今の検事総長です。そのときの審議を見てい 質問

が存しないというふうに答弁されておられます。 類型的に有するとまでは言えないと、無免許であ 転についてでした。無免許であることをこの法律 うな大変大きな事故を起こした。本当にこれは暴 ことを自覚して、そして車に乗って死傷させるよ ります。これに対して当時の稲田刑事局長は、無 るがゆえに人を死傷するという直接的な因果関係 免許運転そのものが暴行に準じるような危険性を したのかということを見てみましたら、無免許運 いうふうに感じます。自分が無免許であるという べきではないかということについて質問をしてお の中にあります危険運転致死傷罪の対象に追加す は思います。また、無免許だからといって人を死 行に準じるような危険性を伴うような行為だと私 議事録を改めて見ても、本当にそうなのかなと そのときの審議を見て、私が、自分が何を質問

さ

自動車の運転により人

律ができたときに、もう質問に立っておりまし

おります。

必要なのかというふうにも言われかねないと思い 傷させるような事故を起こす因果関係はないとい 度というのは何なのかというふうに思いますし、 うふうな主張が通るのであれば、そもそも免許制 改めてですけれども、この無免許運転を危険運

○政府参考人(川原隆司君) はなかろうかというふうに思いますけれども、 考えをお聞かせください 転致死傷罪の対象に追加することを検討すべきで お答え申し上げま お

転死傷処罰法第六条に加重処罰規定が設けられて 許運転をした者である場合については、自動車運 す。 自動車を運転して死傷事故を起こした者が無免

も議論をされましたが、危険運転致死傷罪は暴行 がゆえに人が死傷するという直接的な原因関係は こと、人の死傷結果との関係で無免許運転である ような危険性を類型的に有するとまでは言えない 似した犯罪類型であるところ、今委員からも御指 するか否かにつきましては、 存しないことから、危険運転致死傷罪の対象とは 摘がございましたが、無免許運転が暴行に準ずる の結果的加重犯としての傷害罪や傷害致死罪に類 しないこととされたものでございます。 他方、無免許運転を危険運転致死傷罪の対象と 過去の法制審議会で

その施行後の適用状況を検証し、悪質な無免許運 転により人を死傷させた行為の実態等について注 ら、その趣旨を踏まえ、引き続き悪質な無免許運 転による死傷を危険運転致死傷罪に含めることに 法の制定の際の衆参法務委員会における附帯決議 象とするかにつきましては、 ついても検討することとされておりますことか におきまして、無免許運転による加重について、 もっとも、無免許運転を危険運転致死傷罪の対 自動車運転死傷処罰

「異議なし」と呼ぶ者あり

第

部

視してまいりたいと考えておるところでございま

 ○山下雄平君 検討する検討するということで、 お果的に、本当にこういった刑事法というのは大きな事件、事故が起こって初めて動くみたいなこ さが多々あると思います。是非とも、この立法府の人間の一人として、こうした、私は欠陥だといる。 うふうに思っておりますけれども、そうした点を き非とも少しでも前に進めるように、法務省として努力することをお願い申し上げたいと思います。

今回の改正点については、契機となったのは二〇一七年の東名高速での死傷事故だというふうに思っております。前方で車を停止させて、そして、その車の後ろからトラックが突っ込んで、両親二人が亡くなってしまうという本当に痛ましいま。ただ、この今の現行法であれば停止というものが危険運転致死傷罪になかなか適用が難しいという法的な欠陥が明らかになったので、今回の改正するということになったというふうに理解して正するということになったというふうに理解しております。私は、この改正法を一日も早く成立させて、施行していかなければならないというふうに考えております。

今回の条文案を読むと、危険運転致死傷罪というのは、成立させるためには、車の通行を妨害する目的があったかどうか、つまり内心車を妨害する目的があったかどうか、つまり内心をなかなか判断するというのは難しいと思います。

うした積極的に意図した場合というような意味内方した積極的に意図した場合というような意味を妨げることを積極的に意図するものと定義されて、この積極的意図がなければ外形的に危険運転致死傷罪と同じ行為をしてしまっただけでは該当致死傷罪と同じ行為をしてしまっただけでは該当ないというふうに答弁されております。衆議院の議論も聞きましたけれども、このます。衆議院の議論も聞きましたけれども、このます。衆議院の議論も聞きましたけれども、このまで、加えて、単に停止することだけではなく、この点については衆議院でも議論がされており

に答弁されております。
事案は危険運転致死傷罪が成立しないというふうことが必要であり、この目的の要件を満たさないことが必要であり、この目的の要件を満たさない

昨年の十一月ですけれども、私の地元佐賀県小城市でこういう交通事故、事件がありました。大型トラックを運転していた男性が、別の大型トラックから車間距離を詰められたり幅寄せされたりするなどあおり運転を受けて、最終的に接触事故が起きて、被害者はけがをされました。佐賀県故が起きて、被害者はけがをされました。佐賀県古の方を危険運転致死傷罪で逮捕しております。しかし、警察の逮捕は危険運転致死傷罪でした。大けれども、実際に、佐賀区検が略式命令を出した罪状はして、佐賀簡易裁判所が略式命令を出した罪状はして、佐賀簡易裁判所が略式命令を出した罪状はして、佐賀簡易裁判所が略式命令を出した罪状はして、佐賀簡易裁判所が略式命令を出した罪状は

警察が検挙した時点では、著しく車間距離を詰めてあおったり、急な車線変更や幅寄せをして通りに述べておられます。この被疑者、加害者の方に述べておられます。まさに積極的に意図した、結果的加重犯と私は言えると思います。このし、最終的に検察は、危険運転致死傷罪は請求できずに、過失運転致傷罪を請求しています。このは、加害者があおったというふうに認めておられます。認めておったというふうに認めておいます。認めておったというふうに認めており、最終的に検察は、危険運転致死傷罪は請求できずに、過失運転致傷罪を請求しています。と、自供していない場合は更に難しいんではなかられます。認めておったというふうに思います。

でそこは動いただけなんですというふうな弁解したりしたとしても、例えば、いや、前に障害物があったので自分はこう動いたんだとか、いや、前に障害物がが、結構田舎の高速道路、私の地元なんかは動物が、結構田舎の高速道路、私の地元なんかは高速道路に動物が飛び出してくることなんてある高速道路に動物が飛び出してくることなんてある高速道路に動物が飛び出してくることなんでき物ができた。

この通行を妨害する目的の認定は、加害者の供述のみによって行うものではなく、ドライブレさのみによって行うものではなく、ドライブレがのみによって行うものではなく、ドライブレがのみによって行うものではなく、ドライブレが認定できなくなるものではなく、ドライブレが認定できなくなるものではなく、ドライブレが認定できなくなるものではなく、ドライブレが認定できなくなるものではなく、ドライブレが認定できなくなるものではなく、関係証拠に基づき、通行を妨害する目的を認定することができる場合もあると考えます。

〇山下雄平君 大臣がおっしゃったように、恐ら にどういった行為があったか、この証拠を集めら にどういった行為があったか、この証拠を集めら にどういった行為があったか、この証拠を集めら にどういった行為があったか、この証拠を集め にどういった行為があったか、この証拠を集め にどういったおうに、恐ら

いりたいと考えております。

一昨日、小野田議員が岡山県警の事例を紹介されましたけれども、そうしたいろんな形での試みれましたけれども、そうしたいろんな形での試みれども、現場の捜査で最もこの状況を把握できるをいうのはドライブレコーダーだと思います。衆養院の審議でもドライブレコーダーが立証の決め手となる場合も十分にあるというふうに答弁されている車というのは多分過半数に満たないというふうに私は理解しております。一昨日の参考人質疑では、このドライブレコーダーの義務化をというような声も上がっておりました。

む危険運転致死傷罪を立証するための証拠集めには、ドライブレコーダー以外についてはどういったものを想定されているのでしょうか。また、参考人質疑では、Nシステムというものは交通事故の捜査では余り使われないというような指摘もされておりましたけれども、これは事実でしょうか、お聞かせください。

| す。 | <mark>○政府参考人(髙田陽介君)</mark>| お答えを申し上げま

集し、厳正な危険運転致死傷の捜査を実施してま集し、厳正な危険運転致死傷の捜査を実施してまります。引き続き、様々な証拠を積極的に収ております。引き続き、様々な証拠を積極的に収した。別では、カジーでは、あおり運転に、あおり運転行為に刑法を適用したあおり運転に、あおり運転行為に刑法を適用したあおり運転に、あおり運転行為に刑法を適用したあおり運転に、あおり運転行為に刑法を適用したあおり運転に、あおり運転行為に刑法を適用したあおり運転に、あおり運転行為に刑法を適用したあおり運転に、あおり運転行為に刑法を適用したのございましたところ、四十八件、約三六名は防犯カメラや第三を持ている。

なお、お尋ねの自動車ナンバー自動読み取りシステム、いわゆるNシステムにつきましては、捜な手法に関することでございますので詳細はお答を手法に関することでございますので詳細はお答さ、車両ナンバーに基づいて当該車両を発見、捕むることが効果的な場合に活用することは可能であると考えております。

○山下雄平君 本当に立証するためには様々な証

参考人の方からは、こうした事故というのは加害があるというふうにおっしゃっておられました。はではなくて、もっと前の動きから把握する必要はではなくて、もっと前の動きから把握する必要底をという声が上がっておりました。加えて、真底をという声が上がっておりました。加えて、真

場の捜査を担う警察として、このあおり運転に絡

たいなことを積極的に使っていく必要があると を分かるようにするために新しいテクノロジーみ 話がありました。だからこそ、 者か被害者か分からない場合もあるというような 私はこうした状況

お招きしたんですけれども。 もその二年前まで同じ担当をしておりましたの だきました。宇宙政策を担当されております。私 で、是非今日はお伺いしたいというふうに思って 今日、この審議に今井絵理子政務官に来ていた

うのを事後的に把握、分析する、そしてこの捜査 用化されていく中で、この準天頂衛星の測位シス うに言われています。これがどんどんどんどん実 当、センチメートル単位の誤差に変わるというふ る自前の自国の衛星が、ちょうど私が政務官のと しょうか、お聞かせください。 日本国内の自動車がどのように動いていたかとい テムを利用して、宇宙空間からのこの衛星情報で トルぐらいとか何メートルぐらいあったのが、本 が、今は大体、まあ場所にもよりますけど十メー ですけれども、この衛星によってGPSの精度 きに四機目を打ち上げてその体制が整備されたん に役立てていくということは技術的に可能なんで これ準天頂衛星という、これはGPSを補完す

を事後的に把握することは技術的に可能です。 ステムが提供する位置情報サービスを活用すれ いろと御指導いただき、ありがとうございます。 ○大臣政務官(今井絵理子君) 準天頂衛星システムなんですけれども、このシ 日本国内の自動車がどのように動いているか 山下議員にはいろ

料の削減に寄与するサービスが実用化されていま を可視化することで交通事故の削減や自動車保険 高精度測位情報に対応した機器を搭載することに より、事後的に制限速度超過、右左折禁止違反等 また、欧州では、二〇一八年四月以降に新たに

位システム、 ガリレオから位置情報を取得し、事 欧州独自の衛星測

| 故等の緊急時に発信する車載器の搭載が義務付け られていると承知しております。

思います。 | 活に役立つインフラである準天頂衛星システムの 着実な整備にしっかりと取り組んでまいりたいと 内閣府としては、こうした様々な場面で国民生

人命を救助するために利用が始まっているという る可能性が十分にあると、そして欧州では事故で 〇山下雄平君 こうした技術というのが応用でき ような話でありました。

のでしょうか、お聞かせください。 く必要があるのではないかというふうに思います 通事故などの犯罪捜査をできる体制を構築してい 題、問題があるというふうに考えていらっしゃる けれども、これについて警察としてどのような課 では、日本ではこうした衛星情報を利用して交

でございます。 | 捜査活動を行うことはあり得るところでございま | りまして、警察においては、そうした捜査上必要 係法令の規定に従って、個別具体的な事件ごとに 捜査上の必要性を踏まえ適正に行っているところ す。このような証拠の収集は、刑事訴訟法等の関 た場所などを特定することが必要となる場合があ 相解明のため、例えば犯罪に関連する車両があっ が、交通事故等の犯罪捜査においては、事案の真 いて捜査に利用することについてでございます て事業者等が取得、保有している情報を警察にお ○政府参考人(太刀川浩一君) な情報を証拠として事後的に取得するための各種 人工衛星を利用し

| の状況に留意し、関係事業者や府省庁とも連携し ながら、適切かつ効果的な捜査活動を推進してま いります。 今後とも、各種の新たな科学技術の発展、普及

国内では、既に準天頂衛星システムが提供する

に残ったデータを捜査に利用されていると思うん 〇山下雄平君 警察では恐らくGPSでカーナビ 側にいたまでは分かりません。例えば山の中で は、例えばその車がその車線の左側にいたのか右 いったりビルの谷間でいったら相当誤差がありま ですけれども、現在のGPSを使ったカーナビで

> | か、どこを走っていたのかというのが分かるよう | れども、これ、今回の準天頂衛星というのは必ず る技術であると思っています。 近していたのかどうかというのが分かるようにな その車がその車線の左側にいたのか右側にいたの よってセンチメーター級の誤差になる。だから、 したらなかなか届かないとかいろいろありますけ 日本の上に一機は飛んでいます。そうすることに になります。つまり、それを利用すれば著しく接 利用して自分たちの測位を測っているからです。 だから、例えばその衛星が地平線上にあったり

| そして通信でいえば内閣府であったり総務省で における連携、どのように考えていらっしゃるで うかと思っています。もちろん、法務省、検察庁 との連携も非常に必要になってくるのではなかろ ているので、効果的な捜査をするためには他省庁 と思いますけれども、また、警察も人員は限られ クノロジーというのはいろいろ必要になってくる していただければというふうに思っております。 能性が秘めていると私は思いますけど、捜査の専 きなかったと思うんですけれども、そういった可 いますけれども、警察として、他省庁のこの捜査 務省であったり防衛省との連携も欠かせないと思 ŧ と警察ということもあるかもしれませんけれど の専門家の目でこうした新しい技術を捜査に利用 あったり、また、テロ組織や拉致問題でいえば外 できるのではないかということを是非今後も検討 門家ではありませんけれども、だからこそ、捜査 しょうか、お聞かせください。 この交通案件に限らず、今後も捜査で新しいテ これまではカーナビではそこまでは多分立証で 先ほど言った交通でいうと国土交通省、宇宙

思います。

ために専門的な知見や技術が必要となる場合に、 に、関係事業者や府省庁に対し捜査への協力を求 しては、専門的な知見や技術が必要となる場合 ○政府参考人(太刀川浩一君) 犯罪捜査におきま は、例えば航空機事故や列車事故の原因究明等の めることがあり得るところでございます。警察で

す。これは、GPSというのがアメリカの衛星を ざいます 刑事訴訟法等の関係法令の規定に従って運輸安全 委員会に鑑定嘱託を行うなどしているところでご

いります。 協力をいただきながら事案の真相解明に努めてま 引き続き、 関係府省庁と緊密に連携し、

勢力によって、その交通とかではなくてですね、 心、安全であったり治安が脅かされるというよう そうした海外からの勢力によって我々の日常の安 心、安全が脅かされるという事態は、 〇山下雄平君 こうした日本の治安であったり安 な事態も十分考え得ります。 海外からの

こそ、防衛省は他省庁との連携が非常に必要だと 非常に難しいケースというのもあります。だから る組織なのかそうではないのかと判別することが 軍なのか武装勢力なのか、又は国家や国家に準じ かなければなりませんけれども、こうした相手が の公船が活動を活発化して、それが長期化してい ている中で世界で連携しなければならないと言っ るというような大問題が起こっております。 ているときに、沖縄県の尖閣諸島の付近では中国 こうした事態に日本も最大限の警戒を続けてい 新型コロナウイルスが大変な大問題になっ

非ともこうしたグレーゾーン事態への対処で防衛 うのもその事件、事態の端緒になる場合も非常に いうのが一番大きく話題になりますけれども、 どちらかというと防衛省と海上保安庁との連携と 題、どのように認識されているか、お聞かせいた 省の側でも警察との連携は不可欠だというふうに あるかというふうに思っておりますけれども、是 防衛省の陸上の施設が標的にされたりする場合と だ、警備に当たるこうした海上保安庁であったり は、領土であったりとか領海の問題になるので、 いうのもあろうかというふうに思っております。 そうしたところでの警察との連携、情報共有とい こうしたグレーゾーン事態への対処というの だからこそ、陸上部であったりまた有人離島、 現状の問題そして課 た

三部

だけますでしょうか。

〇大臣政務官(岩田和親君) お答えいたします。 内衛省・自衛隊では、平素から尖閣諸島周辺を含む我が国周辺の海空域におきまして海上自衛隊で、領土、領海における治安の維持につきましてた、領土、領海における治安の維持につきましては警察や海上保安庁が第一義的な対応の責任をは警察や海上保安庁が第一義的な対応の責任をしているわけでありますが、防衛省・自衛隊としても、不測の事態に対応する、この万全を期すために関係機関と必要な情報を共有し、緊密に連ば警察や海上保安庁が第一義的な対応の責任をために関係機関と必要な情報を共有し、緊密に連ばために関係機関と必要な情報を共有し、緊密に連ばために関係機関と必要な情報を共有し、緊密に連ばないたします。

防衛省・自衛隊におきましては、ありとあらゆる事態に対処するため、例えば、治安出動命令がれる事態を想定した警察との共同訓練、これは議員の御地元でも平成三十一年に玄海原発にれいて実施をされて事態を想定した警察との共同訓練を積み重ねてきているところでありまして、警察を始めとした関係機関と自衛隊との連携はこれまでと比較しても格段に向上をしているところでまでと比較しても格段に向上をしているところでよった。

す。機関との更なる連携強化に努めてまいりま続き警戒監視、情報収集に万全を期すとともに、領海、領空を断固として守るとの観点から、引き領海、領空を断固としましては、我が国の領土、

○山下雄平君 是非とも最悪を想定して最善を尽 というふうに思っております。

-ビーム、蛇行運転というものについては危険運運転の対象になっておりますクラクションやハ今回の改正案には、道路交通法改正案ではあおいできればというふうに思っております。2、現状のこの法改正案の問題点について少しおこれから、この自動車運転処罰法の今後の課これから、この自動車運転処罰法の今後の課

題

これは、この点についても衆議院でも議論されい。転致死傷罪の対象には含めませんでした。転致死傷罪の対象には含めませんでした。

ておりまして、川原刑事局長はその点について、クラクションやハイビームは物理的な接近を伴うの対象とすることは現行のこの罪の考え方と整合せず、また、暴行に当たらない脅迫による致死傷罪という犯罪類型を創設することになるという点で刑法の考え方とも疑義があるということから、今回の法整備には対象としていませんというふうに答弁されております。つまり、物理的な接近を伴うは暴行に準じるというふうにみなすことができますけれども、ハイビームやクラクション、蛇行運転は暴行に当たらず、脅迫だとみなせるという認識だということでありました。

物理的な接近は暴行と同等だけれども、ハイビームやクラクション、蛇行運転は長時間、執拗なものであったとしても暴行と同等とはみなせず、脅迫だという線引きはどこから生まれるんです。ハイビームやクラクション、蛇行運転を近くでやられれば、実際以上に恐らく運転されていくでやられれば、実際以上に恐らく運転されていくでやられれば、実際以上に恐らく運転されている方は接近されたというように感じるというふうに思っております。そうしたことを考えれば、一下民、一国民から考えて、この改正案の線引きというのはなかなかすとんと落ちないんですけれども、なぜこの線引きが妥当と言えるのか、分かりやすく説明していただけますでしょうか。 ○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

自動車運転死傷処罰法第二条の危険運転致死傷害罪は、暴行の結果的加重犯としての傷害罪、傷害致死に準じた重い法定刑により処罰る危険性が類型的に高い行為であって、暴行による危険性が類型的に高い行為であって、暴行による傷害、傷害致死に準じた重い法定刑により処罰る傷害、傷害致死に準じた重い法定刑によりなる傷害、傷害致死傷処罰法第二条の危険運転致死傷害罪、傷害

力の行使を意味するところ、自動車を運転して物刑法の暴行罪に言う暴行とは一般に不法な有形

えているところでございます。の行使と評価できる一方で、物理的に離れたままあらに評価することが類型的に困難であると考めように評価することが類型的に困難であると考めように評価することが類型的にをしたとしても、そのはがしているところでございます。

○山下雄平君 なかなか今の説明だけだと、いいかなと、理解できないかなというふうに思うたが、類型的に違うんだと言われても、なかなか難だ、類型的に違うんだと言われても、本かなかがきるんだ、類型的に違うんだと言われても、国民、市民のしいかなと、理解できないかなというふうに思うんですけれども。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げまを伴っていた場合、著しく接近していたというようなこの認定に影響を与えるんでしょうか、蛇行していた場合とそうじゃない場合、この接近の距離の範囲がどうなのかというような認定に影響を与えるんでしょうか、お聞かせください。
 ○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げまの政府を考入(川原隆司君) お答え申し上げまた執拗

改正法の自動車運転死傷処罰法二条第五号及びますものでございます。

一般論として申し上げますれば、お尋ねの執拗一般論として申し上げますれば、お尋ねの執拗を与うないことから、そのような行為の有無は通常、はないことから、そのような行為の有無は通常、はないことから、そのような行為の有無は通常、なるものではないと考えられますが、執拗にクラえるものではないと考えられますが、執拗にクラえるものではないと考えられますが、執拗にクラえるものではないと考えられますが、執拗にクラえるものではないと考えられますが、執拗にクラうションを鳴らしていた事実から被害者車両を接近することとなる方法に対する故意を認定するといる方法に対するととなる方法に対するととなる方法に対するととなる方法に対するととなる方法に対するととなる方法に対するととなる方法に対するととなる方法に対するととなる方法に対するととなる方法に対するととなる方法に対するというない。

あると考 最後に、大豆にお聞かせいただきたいんですけても、そ います。 ついての判定については影響がないというふうに思いクラク で、なかなかそれもどうなのかなというふうに思い、有形力 〇山下雄平君 一事情にはなるけれども、接近に、

検討してまいります 対象とすべき行為がないかどうかについて不断に 後とも、委員の御指摘も踏まえて、自動車の運転 るため追加をしたわけでございますけれども、 ざいまして、今般は事案の実態に即した対処をす 大臣の所見をお聞かせいただければと思います。 うに思いますけれども、今回の課題について是非 合わせて不断に見直していく必要があるというふ 回の改正案には含まれておりません。ただ、刑事 険性となるかということでございますが、また、 が有する危険性の程度、すなわち暴行に準じた危 行為による死傷事犯の実態や問題となる運転行為 法というのは実際の事件であったり国民の感情に ても、この蛇行、クラクションなどについても今 るかどうかなどの観点から、危険運転致死傷罪の き行為類型を明確かつ限定的に定めることができ 危険運転致死傷罪として重い処罰の対象とするべ れども、冒頭で申し上げました無免許運転につい ○国務大臣(森まさこ君) 最後に、大臣にお聞かせいただきたいんですけ おっしゃるとおりでご 今

〇山下雄平君 以上で終わります。ありがとうご

□ ○川合孝典君 おはようございます。国民民主党 ○川合でございます。立憲・国民、新緑風会・社の川合でございます。立憲・国民、新緑風会・社 と思います。

まず、この法律改正については、このあおり運転というその新たな、従来は想定されていなかったいわゆる犯罪の行為類型に対して新たな処罰を含めて様々な効果を持つであろうということが指摘されております。私自身もこの法律改正の方で性については賛同するものでありますのことを前提として質問をさせていただきたいと思います。

今ほど山下委員から様々指摘がありました。私対自身も感じているところではありますが、現場ではあったというところでいわゆる軽微な罪になってしたったということ、このことも含めて、恐らく、横まったということ、このことも含めて、恐らく、大々の怒りの思いという方向に向くのは、これはの地上力、危険運転致死傷罪を重罰化することによる抑止力の反面、いわゆる適用の範囲が過度にながってしまうのではないかという懸念の声があるのもこれ事実であります。

○国務大臣(森まさこ君) 御指摘のとおり、適用 が生じないようにするために、十分な配慮や、こ があろうかと思うんですけれども、その点につい があろうかと思うんですけれども、その点につい があろうかと思うんですけれども、その点につい ですけれども、この新たな新法の法解釈上の疑義 ですけれども、まず冒頭、法務大臣にお伺いしたいん

努めてまいりたいと思います。 議も踏まえて、適正な運用がなされるよう周知にいずれにしても、法務省としては、国会の御審 考えております。

も、当たるかもしれないという懸念に対してどう摘は当たらないという今お話がありましたけれど 画用拡大につながる御懸念は御指

上げておきたいと思います。だいているということですので、その点だけ申し対応するのかということの問題提起をさせていた

りますか。 運転、いわゆるあおり運転の定義というものはあ構ですので教えていただきたいんですが、あおり構じすので教えていただきたいんですが、あおり

ンたがって、そのあおりという言葉自本からであおり運転の定義は法令上はございません。

したがって、そのあおりという言葉自体から一般の方々が抱くイメージというものについてもこれは多種多様だということであり、その個々人の軽いかということであって、ここのいわゆる定義付けというものをいかに明確に、もっと言ってしまうと、法文を読んだだけでは一般の人は何が規定されているのか読み取れないのが、これ、いわゆるれているのか読み取れないのが、これ、いわゆるれているのか読み取れないのが、これ、いわゆるれているのか読み取れないのが、これ、いわゆるれているのかだだけでは一般の人は何が規定されているのか表の方々にどう理解できるものではないものを一般の方々にどう理解させるのかということが必要なんだと思っております。

ここで議論させていただいていると極めて高度 は実は重要だと思っておりまして、そういう意味 で一点確認させていただきたいんですが、先ほど で一点確認させていただきたいんですが、先ほど での危険運転が過失運転と結局結果的に認定された ということにもつながってくるんですが、先ほどの危険運転が過失運転と結局結果的に認定された ということにもつながってくるんですが、そういったいわゆる判断を行う上での裁量の余地、検察なのか、検察官の裁量の余地というものが極力 排除されなければいけないと思っておるんですけれども、その点について、今後の取組も含めて、 れども、その点についての必要性の認識というものは、ここで議論させていただいていると極めて高度 うことについての必要性の認識というものは、こ

か、確認をさせてください。れは森大臣、どのようにお考えになられている

(○国務大臣(森まさこ君) 検察官の裁量の余地をす。

今般改正をお願いしている本法もそうですけれるものであります。

本法の第二条第五号、第六号については、先ほれますが、したがって、検察官の裁量によってざいますが、したがって、検察官の裁量によってがますが、したがって、検察官の裁量によってがますが、したがって、検察官の裁量によってが記載しては、国会の御審議も踏まえて、今後適正な運用がなされるように周知に努めてまいりたいと思用がなされるように周知に努めてまいりたいと思用がなされるように周知に努めてまいりたいと思用がなされるように周知に努めてまいりたいと思

○川合孝典君 通告した質問のうち既に幾つかか がってしまっておりますので、ちょっと順番飛ば して質問させていただきたいと思いますが、行為 類型のことについてであります。そもそもこの法律自体が、あおり運転、いわゆるあおり運転というものを一つの行為類型と位置 るあおり運転というものを一つの行為類型と位置

そもそもこの法律自体が、あおり運転、いわゆるあおり運転である、こういう行為類型を出り、このたものだと言い切ってしまえばそれで終わってしたものだと言い切ってしまえばそれで終わってしたものだと言い切ってしまえばそれで終わってしたものだと言い切ってしまえばそれで終わってしたものだと言い切ってしまえばそれで終わってしまう話なんですけれども、先ほど刑事局長に確認をさせていただきましたとおり、このあおり運転のそもそも定義がないということでありますので、であるならば、より明確に、こういう行為はあおり運転であるならば、より明確に、こういう行為はあおり運転であるということを、より一般の方々、このあおり運転である、こういう行為が危険運転行為はあおり運転である、こういう行為が危険運転行為はあるで、であるならば、より明確に、こういう行為はあおり運転である、こういう行為が危険運転行為はある。

聞かせください。

聞かせください。

聞かせください。

聞かせください。

聞かせください。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま

自動車運転死傷処罰法第二条の危険運転致死傷自動車運転死傷処罰法第二条の危険運転致死傷させた者を、その行為の実質的危険性に照らし、暴行により人を死傷させた傷害険性に照らし、暴行により人を死傷させた者を、その行為の実質的危害は、故意に危険な自動車の運転行為を行い、そ罪は、故意に危険な自動車の運転対死傷を関する。

この罪におきましては、危険な運転行為あるいこの罪におきましては、危険な運転行為というような形で一般的、包括的な要件とするのではなく、死傷事犯の実態等にめて高い行為であって、暴行による傷害、傷害致められる運転行為の類型を個別に限定列挙しておめられる運転行為の類型を個別に限定列挙しておめられる運転行為の類型を個別に運転行為の類型を列挙しております。このように個別に運転行為の類型を列挙しております。このように個別に運転行為の類型を列挙しております。この罪におきましては、危険な運転行為あるいと考えております。

あおりじゃないけど、繰り返しやるとあおりにな り、このように悪質、危険な運転行為を類型化し 致死傷罪の対象となる行為を追加するものであ つの事実認定の根拠になったように私は理解して り返し危険なあおり行為があったということが一 る。この間の東名高速の判例においても、四度繰 とでありまして、例えば一回やっただけだったら のそもそも定義自体が明確なものはないというこ が、先ほど、また戻りますけれども、あおり運転 なんだろうなというのはよく理解しておるんです ○川合孝典君 御説明としては多分そういうこと なっているものと考えるところでございます み、事案の実態に即した対処をするため危険運転 いわゆるあおり運転による死傷事犯の実情等に鑑 て規定することにより、構成要件はより明確に 今般の法整備は、このような考え方を前提に、

三部

おるんですけれども、 この辺りのところの線引き

されるということが、ある意味、危険運転を未然 可能性が高まるといったようなことが明示的に示 起こると、要はあおりとして認定される、捕まる るわけでありますので結果的に証拠が残らないと 起こしてしまったといったようなときに、猫はひ 果として対向車なり後続車なりが重大事故を巻き だと。私がこの法案の説明を受けたときに一番最 に防ぐ上での抑止力にもつながるんではないのか に当然なるわけなんですけれども、これが何度か の場合には いう、こういう状況が生じてしまう。つまり、こ かなかったんだけれども、ひかない猫は逃げてい 初に感じたのが、例えば田舎の山道で猫が飛び出 してきた、で、慌ててブレーキ踏んだら、その結 てくるという、飛び出してきたときにどうするん 先ほどこれも出ておりましたけれど、動物が出 一度の急ブレーキ、急制動ということ

ということが必要なんだろうと私は思っておりま の皆様に御理解いただくためには、一読して一般 ことで、それ以上の理解は進まないと思うんです 化されたというその事実だけを理解されるという 人にでも理解できるような形でどう周知するのか よね。だから、より個別具体的にそのことを国民 恐らく、この法律、これ採決され法律が成立い 一般の皆さんは、あおり運転が重罰 す。

法務省としてはどうお考えになりますでしょう。 問ということにもなるかもしれませんけれども、 ○政府参考人(川原隆司君) そうした点について、余りに一般人目線での質 お答えを申し上げま

考えているところでございます どできちんと広報し、周知に努めてまいりたいと できますれば、この法律の内容等につきましては 般の方々が御覧になる法務省のホームページな まず、今回の法律を成立させていただくことが

〇川合孝典君 そうなんですよね。一般の方が中

身を知る機会というものをどうつくるのかという と確認させてください。 危険運転を認定する上でどれほどのウエートを占 ことを先ほど御指摘ありましたが、私は、そもそ ということなんで、是非御認識いただいて、法施 めているのかということについてちょっと知りた もこのドライブレコーダーの情報がこのいわゆる 先ほど御質問ありましたけれども、意義や連携の 行後、取組を進めていただきたいと思います。 を周知していくということの取組の必要性がある したがって、積極的にプッシュ型でそういうもの 義を調べる、そんな人いらっしゃらないですよ。 方が法務省のホームページ開いてあおり運転の定 おりましたけれども、ともかく、わざわざ一般の いなとまず思いますので、この点についてちょっ て、ドライブレコーダーのことについて、これも のは、これ私ずっと厚生労働や財政金融でやって 時間なくなってきたので、質問を一個飛ばし

はどのようなものでしょうか。 の危険運転行為を認定する上での重要度というの ドライブレコーダー情報というのは、この一連

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま

コーダーというのは車両等の動きが客観的に記録 はあるんだろうと思います。 する厳罰化の世論を高めたのも、これ紛れもない 力な立証方法になり得るものと考えております。 上であえて一般論で申し上げますが、ドライブレ 案によりけりというところはございますが、その 事実でありますので、ドライブレコーダーの効用 ブレコーダーの映像情報が今回のあおり運転に対 〇川合孝典君 そうだと思います。実際にドライ されるものでございますので、事案によっては有 具体的な立証ということになりますと個々の事

| だいておりますので確認させていただきたいんで ていないというような状況なんですが、このドラ | すが、現状、ドライブレコーダーの今の搭載状況 というのはおおむね四割ちょっと、五割を満たし そこで、今日は国土交通省さんにもお越しいた

いただきたいと思います 組について、現状の取組の状況をちょっと教えて イブレコーダーの搭載を推進するということの取

あると考えております。 ついて一定の水準以上のものの普及を図る必要が ておりますが、他方、やはりその性能や信頼性に 化ということについては慎重な検討が必要と考え ような動きはございません。このため、搭載義務 コーダーの技術基準の策定や装備義務化を進める 置とは異なります。また、国際的にもドライブレ いまして、衝突被害軽減ブレーキのような安全装 故時の責任の明確化を目的としているものでござ が進みつつありますけれども、これ基本的には事 〇政府参考人(江坂行弘君) お答えいたします。 ドライブレコーダーにつきましては、現在普及

を後押ししているところでございます。 促す取組が自主的に行われておりまして、国土交 このドライブレコーダーの性能や信頼性の向上を 造会社や保険会社などにより構成されます一般社 通省といたしましてはこのような普及啓発の取組 団法人ドライブレコーダー協議会におきまして、 このため、現在、そのドライブレコーダーの製

だと思います。 の機能が付いていたりということもありますの いては、携帯電話でそのままドライブレコーダー で、当然、そのことについて懸念があるのは事実 〇川合孝典君 御指摘のとおり、性能の問題につ

いた方がいいと思いますか。 コーダーというのはちゃんと全部の車両に付いて れども、法務省さんとしては、このドライブレ 先ほどこの件についても御指摘がありましたけ

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げま

拠になる場合があると、そういう認識でおるとこ ますが、一方で、先ほど申し上げましたように、 とになりますと、 査におきましてはドライブレコーダーが有益な証 危険運転致死傷罪のような自動車が絡む事件の捜 自動車へのドライブレコーダーの装着というこ 私ども法務省の所管外でござい

ろでございます

義務化について慎重になっていらっしゃる一つの ○川合孝典君 理由は、当然、そこに映り込んでいる情報には個 りまして。 れども、あった方がいいに決まっておるわけであ で、そのいわゆる個人情報の取扱いをどうしてい なかなか口出しができないということなんですけ くのかということも考えたときに慎重にならざる 人情報も含まれていたりということもありますの 他方、恐らくこのドライブレコーダーの搭載の そうなんですよね。所管外だから

要なのかということも含めて、省庁で連携してこ るんだということをやっぱり周知する努力も含め う危機、危険、リスクを回避することにもつなが の事故の状況をどう把握するのかということと同 けでありまして、今後、新車を例えば登録すると と付けていくことが結果的にあおり運転やそうい していくのかということについての議論、何が必 ことでもありますので、情報の取扱いを今後どう と、より客観的に事犯を検証しやすくなるという 時に、これ本当に標準装備されていれば加害者車 が、その被害者がその状況を、被害者、失礼、そ 関係省庁で始めていただきたいんです。 り出すために何が必要なのかということの議論を のを基本、標準装備されているという状況をつく たいと思います の取扱い、いわゆるドライブレコーダーをきちん 両の情報もあるわけですよね。ということになる きには、ドライブレコーダーが搭載されているも を得ない状況があるんだと思うんです。 てやっていただきたいということを指摘しておき 是非、省庁連携の必要がまさにここにもあるわ そのこと

ない話なんですけど、確認させていただきたいこ ちょっと変わった事例というか、 時間なくなってきましたので飛ばします。 直接法案と関係

分かりませんが、私が若かった頃には実際そうい しちょっと出ましたけれども、 先日の参考人質疑のときに、 実際、 当たり屋の話が少 今はどうか

う仕事とも言えないことをやっていらっしゃる方 あると思い出すと同時に、今回は車両の危険運転行 ○ 為に対してということでの法律の議論をしておる がんですが、以前、つい最近ですが、報道を見てお りまして、歩行者若しくはいわゆる自転車、自動 でような、飛び出すまねをするとか、愉快犯のよう とような、飛び出すまねをするとか、愉快犯のよう とような、飛び出すまねをするとか、愉快犯のよう とような、飛び出すまねをするとか、愉快犯のよう とものが生じているという、そういう実は、これま がでこれも想定されていなかったような話なんです が、そういう事犯があるということを聞きまし ば た。

こうした動き、そういう事犯があるということを把握していらっしゃるのかということをお伺いしたいのと、そういう歩いている人、本来交通弱したいのと、そういうような行為を行うことに対しと、脅かすというような行為を行うことに対しと、脅かすというような行為を行うことに対しと、脅かすというような行為を行うことに対した助き、そういう事犯があるということをお考えになるのかということをお考えになるのかということをお考えになるのかということをお考えになるのかということをお考えになるのかということをお考えになるのかということをお考えになるのかというよいでは、

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げま

ているところでございます。ているところでございませんが、一般社会においてそういった行為はあり得るということは想定しいるところではございませんが、一般社会においでございますが、必ずしも十分に実態を把握して

行罪あるいは傷害罪、結果によっては傷害致死罪 な場合について、まず、取締りということになり なろうかと思いますが、それにつきましては、個 別の事案ごとに具体的な事実関係に基づいて判断 されるべき事柄でありますので一概にお答えする のは困難でございますが、あくまで一般論として 申し上げますれば、御指摘のような事例につきま しては、個別事案の事実関係によづいて判断

| るところでございます。| あるいは重過失致死傷罪等の犯罪の成立が考え得

○川合孝典君 参考人質疑の中で類似のやり取り

今後の検討課題として、自動車対自動車というであります。

りがとうございました。時間が参りましたので、これで終わります。あ

○真山勇一です。よろしくお願いします。

今日のこのテーマでありますあおり運転というのは、ハンドル握る人にとっては少なからずやっのは、ハンドル握る人にとっては少なかか。私自身も、そういう運転、つまり、加害者にもなり得身も、そういう運転、つまり、加害者にもなり得るという、非常に難しいこる、被害者にもなり得るという、非常に難しいことがあると思います。

あっ、危ないということもあるんじゃないかと あっ、危ないということで済めばいいんでしょういうことで映像が再生されて、危険の度合いと ういうことで映像が再生されて、危険の度合いと いうのがはっきりと目に見える形で認識されるようになった、そういうこともあるんじゃないかと おっぱん これがあおり 運転だといい かっか はっきりと目に見える形で認識されるようになった、そういうこともあるんじゃないかと あっ、危ないということもあるんじゃないかと

しまったと、そうしたときに起こった事故なのは、その加害車両が走行中ではなくて、停車して道路で起きたあおり運転事故ですけれども、事故う回のこの改正のきっかけというのは東名高速

この今回の改正で、あおり運転の全ての類型をいような、そういう状態であったというふうに理解をしております。というふうに理解をしております。というふうに理解をしております。

り処罰すべきものと認められる類型に限定されてり処罰すべきものと認められる類型に限定されている危険運転撲滅を目指すという法整備、十網羅して危険運転撲滅を目指すという法整備、十網羅して危険運転撲滅を目指すという法整備、十網羅して危険運転撲滅を目指すという法整備、十網羅して危険運転撲滅を目指すという法整備、十網羅して危険運転撲滅を目指すという法整備、十網羅して危険運転撲滅を目指すという法整備、十個人のです。同条各号に掲げられている危険運転行為である危険が類型的に極めて高い行為であって、暴なる危険が類型的に極めて高い行為であって、暴なる危険が類型的に極めて高い行為であって、暴力処罰すべきものと認められる類型に限定されてり処罰すべきものと認められる類型に限定されてり処罰すべきものと認められる類型に限定されてり処罰すべきものと認められる類型に限定されて

おります。

○真山勇一君 その一方で、先ほどもありました

れないことが起きる可能性というのが非常に多いれそれから高速道路であれ、予期しない、予期さ交通事故というのは、やっぱり、一般道路であ

わけですよね。えっ、こんな事故が起きたのということがあると思うんですね。今回もその盲点を改正するということになったわけですけれども、参考人のはその適用範囲、今、お話の中でも、因果関係のはその適用範囲、今、お話の中でも、因果関係とか裁量の問題がこれまでの質問でも出てきましたけれども、法律というのは適用範囲できる限りのはその適用範囲、今、お話の中でも、因果関係とが裁量の問題がこれまでの質問でも出てきる限りです。

はていると思うんですね。今回もその盲点を改正するとがあります。法律で規定しなければ罰することができない。

今回、この東名高速事故の裁判が続いているのはまさにそういうところにあると思うんですがれてれた法律用語で、私、法律の専門家ではないんですけれども、法律の用語では罪刑法定主義、これ参考人の御意見の中でも出てきました。やっぱりこの問題が出てきたんですけれども、この交通野刑法定主義に基づいて適正に運用されるべきで罪刑法定主義に基づいて適正に運用されるべきであると大臣は考えておられるのかどうか、見解をお願いします。

○国務大臣(森まさこ君) 今般改正をお願いしている法律など、犯罪の成否を定める刑事実体法には罪刑法定主義の要請から明確性が求められ、また、適正な解釈、適用がなされることが重要であた、適正な解釈、適用がなされることが重要であります。

周知に努めてまいりたいと思います。での議論も踏まえて適正な運用がなされるよう、での議論も踏まえて適正な運用がなされるよう、ことはないと考えておりますが、いずれにしてことはないと考えておりますが、いずれにして

りましたけれども、山下委員が指摘したような、 〇**真山勇一君** この今日の質疑の中でも出てまい

三部

ちょっと感じております。 うするのかとか、いろいろあって本当にこれで全 て網羅できたかなという、そういう懸念も私 害者の車以外の第三者の車が巻き込まれたときど 転というのはどうなんだろうかとか、 無免許運転なんかはどうするかとか、 ジグザグ運 加害者、被

当局にはこうした速やかな法改正、やっぱり実態 ないかというふうに思っておりますので、是非、 これが必要じゃないか、道交法と併せて必要じゃ きたとき、それをどう処罰するか、対処していく 故が起きるか分かりません。類型のない事故が起 いうふうに思います。 に合わせてやっていただくことをお願いしたいと か。今後も、 交通事故というのは、いつ、どこで、どんな事 、やっぱり速やかに法改正、法整備、

じゃなくてなってしまった、黒川前検事長の賭け マージャンについてお伺いしていきたいと思いま 次に、先日途中になっちゃった、なっちゃった

す。これ、森大臣、変わらない、変えられないと けマージャン、懲戒処分ではなくて訓告の処分で いうことでよろしいんですか。 まず、改めて確認させていただきたい二点、賭

明しましたので、訂正させていただきます。 ましたが、本法つまり現行法の第二条の趣旨を説 先ほどの御答弁の訂正をまずさせていただきます ○国務大臣(森まさこ君) 申し訳ございません、 そして、今ほどの御質問でございますが、 最初の御質問のときに本法案の第二条と言い 訓告

○真山勇一君 この処分、訓告、変わりませんと 処分に変わりはございません。

○国務大臣(森まさこ君)

常習性があるとは認定

いうことですね。 それではもう一点、訓告の処分にしたその根 根拠をもう一度改めて聞かせてください。

認められました。誠に不適切であり、大変遺憾で 名と金銭を賭けたマージャンを行っていたことが 事態宣言下であったにもかかわらず報道関係者三 いたしまして、その調査結果では、 ○国務大臣(森まさこ君) 法務省において調査を 黒川氏が緊急

ございます

反省していること等も認められました。 れたものであること、黒川氏は事実を認めて深く で、必ずしも高額とまでは言えないレートで行わ 他方で、これらの行為は旧知の間柄の者との間

も同じ意見であったことから処分を決定したもの ることが相当であると判断し、検事総長において 省において監督上の措置として最も重い訓告とす でございます。 そこで、これらの事情を総合的に考慮し、法務

○真山勇一君 賭けマージャンであるということ は私分かったんですけれども。

したか。 という情報があるんですけれども、つまり、五月 の一日と十三日以外のことについては調べられま 査、私はしたと思いますよ、したと思っているん ですけれども、五月以前にもいろいろやっていた それでは、森大臣、処分に当たって十分な調

約三年前から月に一回から二回の頻度で金銭を賭 結果、得られました。 けたマージャンをしていたことについて、調査の マージャンを行ったこと、また、同じメンバーで かけてと五月の十三日から十四日にかけて賭け ○国務大臣(森まさこ君) 五月の一日から二日に

ないかと思うんですよね。 ○真山勇一君 今、それ、とても重要なことじゃ

はその今回の処分に入っておりますか。 けマージャンに加えて、常習性があるという判断 三年前から月一、二度の頻度ということは、賭

| ときではなくてふだんどうだったのかということ をしませんでした。 うことは、これ不十分な処分をしたとしか思えな その結果を今処分の中に含めないで処分したとい なんかも調べますね、検察のプロですから。それ ても不思議じゃありませんか、皆さん。だって、 で、聞き取りでそういうことができていたのに、 つまり、普通、事情を聞くときというのは、その ○真山勇一君 常習性認定していないって、とっ

| 性認めていないけれども、実態としては常習性 | たから訓告で、反省もしているから訓告で済ませ というのはとってもこれおかしいですよ、やっぱ 二回もやっていたら、そういうの常習って言うん あったんじゃないですか。だって、その前に月に ね、訓告ということになりましたと。でも、常習 けど。分かりました、賭けマージャンをやってい ましたと言っている、まあ済ませましたじゃない り。この処分おかしいです。 じゃないかと思うんですよ。それが入っていない だから、訓告で済ませてしまったというんです

二十一日に発表しているんですね。 戒処分、これもう発表、公表しています、五月の 発表しています。賭けマージャン問題に関する懲 いて、朝日新聞はこれ、処分結果、この調査結果 ないですね、社員ですね、元記者の方が加わって に、社内で聞き取りをやったその結果については 二十九日に。で、その前に、もう既に二十一日 で、これ朝日新聞社、朝日の記者が、記者じゃ

で、処分が、今申し上げました停職一か月とする 十三日と言っているんですが、四月と合わせると を決めました。緊急事態下であったということ、 うと、管理職の社員を停職一か月とする懲戒処分 なってくるわけなんですけれども、そういうこと 四月と五月に計四回、つまり、これ五月の一日と 懲戒処分ですよ。 一か月の間に四回やっている、そういう計算に この朝日の社員についてはどういう処分かとい

ます。四人は五年ほど前に黒川氏を介して付き合 決めていました。一回のマージャンで勝ち負けは ジャンをしており、集まったときに翌月の日程を 四人はこの三年間に月二、三回程度の頻度でマー いが始まった。そして、四月の十三、二十日にも 一人当たり数千円から二万円くらいだったといい が、二十一日にこれは公表済みとなっています。 で、聞き取った概要というところがあるんです

> かが感じますか。 不十分な処分だと思うんですけれども、これ、 のやり方というのはやっぱり不十分な調査だし も問題にしているんですけれども、こういう処分 4

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま

常習性が認定できるかというのがまず問題になる が二つになっておりますので、まず、 指針におきまして賭博と常習賭博という形で類型 分に当たり、常習性が問題になるのは、人事院の ところでございます。 まず、常習性の点でございますが、私どもの処 その問題で

ると言われております。 その者の役割、賭博の相手方、営業性等諸般の事 博の複雑性、 て、その刑法におきましては、 考になると考えているところでございます。そし の事実認定に当たっては、私どもとしては刑法の の処分指針では常習性に関する明確な解釈等は示 情を総合的にしんしゃくして判断されるべきであ 常習賭博罪における常習性についての考え方が参 されていないところでございますが、この常習性 ては、その認定に当たりまして、賭博の種別、賭 従来から御答弁申し上げておりますが、人事院 賭場の性格、規模、 常習性につきまし 賭け金の多寡、

う事実は認定されております ど大臣からも答弁がございましたように、今回の 性を帯びているとも言えないことから、常習賭博 賭け金の額は必ずしも高額とは言えず、 程度で同じような賭けマージャンをしていたとい 報道関係者らとともに三年にわたり月一、二回の ますが、一方で、その処分に当たりまして、 との間でマージャンを行ったものでありまして、 としての常習性の認定はしなかったものでござい そこで、本件につきましては、旧知の間柄の者 また営業 先ほ

ては、そのように約三年間にわたり今申し上げた る事実でございますが、これは五月の二回を認定 事で言うところの犯罪事実、 をしておりますが、その処分の量定に当たりまし これが、処分対象の事実そのものは、言わば刑 攻撃防御の対象とな

これ、朝日の処分は明らかに常習性ということ

月の二回だけで量定を決めたというものではござ いません。というところでございます。 て認定しているところでございますので、その五 ような状態で処分をしていると、事実をも加味し

ないかというふうに思うんですよ。だって、見て 理があるなと思いながらおっしゃっているんじゃ 戒処分ですよ。 くださいよ、朝日新聞社の処分は停職一か月、懲 んよ、説明。説明していて、多分、川原さんも無 ○真山勇一君 川原さん、全然今の理解できませ

ぱりこの処分はおかしいですよ、どう考えたっ よ。どうやったって、いろいろ考えたって、やっ 言っていたけど、この一連の委員会の中でよく出 送検もされていますよ。点ピンです、同じです か。あれ懲戒処分ですよ。しかも、その後、書類 て。今の川原局長のは説明になっていないと私は てくる自衛隊員のあれ、どういうふうに思います それから、いろんなことを勘案して決めると

四・八%、納得できない八〇・六%ですよ。 の退職金受け取ることが納得できるか。できる一 つ、下の産経新聞見てください。その処分、多額 当だ一六・九%、処分が甘い七八・五%。もう一 | すよ。 どう思いますか、訓告処分。共同通信、処分は妥 ないかというふうに思うんです。それが示すもの ことは、もう誰が見てもこれは明らかなことじゃ | すので、あくまでも人事上の処分という観点から 通信と産経新聞の世論調査、これ最近のもので やっぱり、賭けマージャン、しかも常習という お配りした資料の一枚目見てください。共同 黒川前検事長の賭けマージャンのこと、処分 | は賭博の、賭博罪に当たるのではないかと思いま

言ったら、更にもしかすると納得できないの数字 くこれ、皆さん、国民の皆さんはどうですかと | 〇真山勇一君 | 何件か複数出ていると思うんです に納得できないですよ。私もできませんし、恐ら | をしております。 ですか。そこへ今のような局長の何かこじつけた 民が誰もがおかしいなと思っているわけじゃない んな感じがするんですよね。やっぱりおかしいと ような説明で、これは誰も今局長が説明したこと これ、とてもこの数字は重いと思いますよ。国 上がっちゃうかもしれないですよ、本当に。そ

| る。何らかのそういう刑事上の処分がないとやっ 思います。朝日新聞の社員とか自衛隊員は、賭け マージャン、常習性ということを認められてい ぱりおかしいと思います

やりましょうよということをやったこと。僕、こ けたんですけれども、検察庁の前で黒川ルールで ことが行われていた。 ですよ。あっちゃいけませんよ。でも、そういう た。先日、ちょっと二枚目の写真、参考にこれ付 回、これ賭博罪なるということをおっしゃいまし んなことやっぱり絶対あっちゃいけないと思うん 一般の人がやっぱり点ピンで月に一回から二

| とについても賭博ということは認められるとおっ ださい。 しゃっていましたよね。これ、もう一回答えてく もおっしゃっているように、今回の黒川さんのこ やっぱりいけないものはいけないし、川原局長

|○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま

│○真山勇一君 そして、諸般の事情、いろいろな | 賭博に当たると考えております。 周りのこととか過去の例を見ると、やっぱりそれ 申し上げますが、人事上の処分という観点からは 私の立場では犯罪の成否はお答えを差し控えま

| ますが、告発をしたという報道があることは承知 │○政府参考人(川原隆司君) 告発の関係でござい | どうか、幾つ出ているか、教えてください。 と思うんですが、この事実はまず承知しているか のこのことで刑事告発が出ていますね。市民グ ループとか弁護士さんから出ているんじゃないか 局長、もう一つ確認をさせてください。黒川氏

| が告発したという報道は承知をしております。 〇政府参考人(川原隆司君) そのような複数の方 けど、そういう辺りは承知しておられない。

> | ふうにおっしゃっているのは、つまり、それは | 法上の見地から見ても普通は同じじゃないかと思 に加えたわけなんだから うんですよね。そういう疑いがあるからこそ処分 やっぱり処分、もうそうならばやっぱりそれは刑 マージャン、賭博だという認定をしているという ○真山勇一君 処分に当たって、やっぱり賭け

| るとおっしゃいましたけど、森大臣の話で、行政 るんですか。 | と。だから、これ告発出されている以上は、これ 的な処分はもう済んでいる、もう変えられないと れ、局長御自身がやっぱり認められている、賭博 くるかということが問題だと思うんですが、こ は、あとはどういうふうな刑事上のものになって 行政的な処分と刑事的な処分ごっちゃになってい はどうなんでしょうか、捜査やっていくことにな いうことで。あと、やっぱりこの黒川さんの問題 川原局長はずっとおっしゃっていましたけど、

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま

りますので、申し訳ございませんが、お答えを差 し控えさせていただきたいと思います。 なお、あくまでも一般論として申し上げれば、 お尋ねは捜査機関の活動内容に関わる事柄であ

| その内容を精査し、告発要件を満たしているか否 するものと思います。 受理をした上で、法と証拠に基づいて適切に対処 検察当局においては、告発状が提出された場合、 かを判断し、これを満たしているものについては

|身が、事務次官の調査ですね、賭けマージャン 習で点ピンでやって、こっちの人は犯罪になって と犯罪になる、ところがある人がやると犯罪にな うことを言っているんですから、もうこれははっ ○真山勇一君 紛れもない事実は、黒川さん御自 きりしているんですね やっていた、五月一日、十三日にお金賭けたとい らない、同じことをですよ。賭けマージャンで常 こっちの人は犯罪にならないと、これやっぱり法 私、やっぱり問題だと思うのは、ある人がやる

森大臣に伺いたいと思います。 秩序の問題からどういうことだと思うんですよ。 あおり運転で私ちょっと出しましたけれども、

| ついて大臣はどう思っているか、お答えくださ ぱり大事なことじゃないと思うんですが、これに 大事なことは、刑罰法定主義です。これ、

があれば適切に対処すると、厳正公平に捜査を ○国務大臣(森まさこ君) 行っていると考えております。 証拠に基づき刑事事件として取り上げるべきもの き事柄でありまして、検察当局においては、 申し上げますけれども、 より収集された証拠に基づき個別に判断されるべ 犯罪の成否は捜査機関に あくまで一般論として 法と

です、罪刑法定主義について。 違えたので、訂正させてください。罪刑法定主義 ○真山勇一君 済みません、今ちょっと私言い間

になるんじゃないかと、そんなことを感じていま 終わったら検察の歴史に大きな汚点を残したまま 壊されてきていますよ。私は、本当にこのままで ぱりおかしいと。これではもう本当に検察の信頼 とか威信、崩れますよ。法治国家、もうこれが破 査の結果がありました。七割から八割の人がやっ りおかしいと思っているからこそ先ほどの世論調 人、私もそうですけれども、 やっぱり、こういうような処分の仕方、世間 みんな国民もやっぱ

○委員長(竹谷とし子君) 真山君、 ておりますので、質疑をおまとめください。 お時間が過ぎ

こんなおかしな処分…… な処分については伺いたいと思いますけれども、 〇真山勇一君 はい、ありがとうございます。 やっぱり、もう本当にもっともっとこのおかし

めください。 ○委員長(竹谷とし子君) 真山君、 質疑をおまと

○真山勇一君 よしとしたら、安倍総理、 ら森大臣、あなたの責任、大変大きいというふう に言わざるを得ません。

ありがとうございました。終わります。

第三部

問の機会を賜り、ありがとうございます。 ○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。本日も質

す。

で質問をさせていただきたいというふうに思いま
の質問をさせていただきたいというふうに思いま
の質問をさせていただきたいというふうに思いま
す自動車の運転により人を死傷させる行為等の
ます自動車の運転により人を死傷させる行為等の

ます初めに、本改正案の立法の背景について改まず初めに、本改正案の立法の背景について改

先ほど来も他の委員の先生方からも指摘をいた だいておるところでございますが、本改正法案の 端緒の一つとなったのが、平成二十九年の東名高 速道路上の痛ましい事件でありました。先ほど大 臣からも事案の実態に準じた対処をという発言も ありましたが、明らかにこの東名高速の事案を念 調に置いたものであるというふうに理解をしてお ります。

こうした悪質な事案に対しては厳罰に対処していかなければいけない、これはもう全く多くの方が異論のないところかと思いますが、片や一方で、このあおり運転の事件、第一審及び控訴審ので、このあおり運転の事件、第一審及び控訴審ので、このあおり運転の事件、第一審及び控訴審のでも対処できるんじゃないですかというふうに思います。そういう意味におきましては、現行法でも対処できるんじゃないですかというふうに思う一般国民の方もいらっしゃるのではないかと思う一般国民の方もいらっしゃるのではないかと思う一般国民の方もいらっしゃるのではないかと思う一般国民の方もいらっしゃるのではないかと思う一般国民の方もいらっしゃるのではないかと思いかなけばいいます。

由についてお答えをお願いします。その意味で、改めて今回の改正案を提出した理

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げます。

果は当該行為の危険性が現実化したものであるか為があったことを認定した上で、被害者の死傷結させる速度で被害者車両に著しく接近する運転行なわち通行妨害目的で、重大な交通の危険を生じ死傷処罰法第二条第四号に該当する運転行為、す委員御指摘の事件の控訴審判決は、自動車運転委員御指摘の事件の控訴審判決は、自動車運転

ら因果関係も認められるとして、危険運転致死傷ら因果関係も認められるとして、危険運転致死傷事の成立を肯定したものと承知をしております。まの成立を肯定したものと承知をしております。まの成立を肯定したものと承知をしております。まの成立を肯定したものと承知をしております。まの成立を肯定したものと承知をして、危険運転致死傷を因果関係も認められるとして、危険運転致死傷

そのため、例えば、加害者車両が通行妨害目的で被害者車両の前方で停止し、被害者車両が追突するなどして人が死傷した場合で、著しく接近したときの加害者車両の速度が重大な交通の危険を生じさせる速度との要件を満たさない場合などについては、御指摘の事件の控訴審判決の考え方を前提としても、現行法の下では危険運転致死傷罪の定める実行行為が存在しないため、同罪による処罰、同罪により処罰することができないものと考えております。

ものとしたものでございます。
せのとしたものでございます。
とこで、先ほど申し上げた通行妨害目的で被害を前の前方で停止するような行為を実行行為とするため、今般の法整備においいで、よって人を死傷させた場合も危険運転をで、先ほど申し上げた通行妨害目的で被害

〇安江伸夫君 ありがとうございます。

うふうに思います。とくそのとおりかなといいうお話がありました。全くそのとおりかなといいうお話がありました。全くそのとおりかなといいのができています。

また、この点、先日の参考人質疑の中で、このあおり運転の裁判所の判断自体、罪刑法定主義違反の疑いがあるという指摘もございました。こうした刑法の刑事罰の根本的な理念にもとるような可能性が少しでも、これを完全に、少しでもというか完全に払拭をしなければいけないという意味からも、今回の法案の意味というのはあるのかなからも、今回の法案の意味というのはあるのかなからも、今回の法案の意味というのはあるのかない。

思います。

さて、今回は、新しい犯罪を法律でもって創設をするということでございます。先ほど川合委員の方からも指摘がありましたが、当然悪いことに対してはしっかり処罰していこうということの反面、やはり罪刑法定主義という観点、すなわちどういった行為がどういった刑を科されるのか、そういった行為がどういった刑を科されるのか、そってしまうということであります。

を向なのかなというふうに思っております。 には定義がないという御指摘は非常に重要でございまして、どうしてもあおり運転は悪いことだ、 処罰しようということが過熱する一方で、その処 がまして、どうしてもあおり運転は悪いことだ、 の処罰しようということが過熱する一方で、その処 がまして、どうしてもあおり運転は悪いことだ、 の処罰しようということが過熱する一方で、その処 がまして、どうしてもあおり運転は悪いことだ、 の処罰しようという言葉

今般の危険運転による死傷事犯関係の法制審議会刑事法部会の中で、その第一回の会議録六ページにおきまして、この通行を妨害する目的についての解釈が政府の方から示されております。すなわち、相手方に自車との衝突を避けるために急ないが、相手方に自車との衝突を避けるために急ない。 回避措置をとらせるなど、相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図することということがこの通行を妨害する目的というふうに示されております。

通行を妨害する目的を肯定できるとするというこ害になることが確実であるとの認識があればこの判例でございますが、自分の運転行為が通行の妨例えば東京高判の平成二十五年二月二十二日の裁しかし、他方で、この当該目的につきまして、

います。
に思えるような下級審の裁判例もあるわけでござとまでは含んでいないんじゃないかなというふうとで、これ、字義だけ見ると積極的に意図するこ

あて御説明願います。 を妨害する目的の解釈におきまして示されている 積極的に意図することの意義、例えばどの程度の 積極的に意図することの意義、例えばどの程度の 積極的に意図することの意義、例えばどの程度の はいる事実の認識で足りるのか、この点を改 うな単なる事実の認識で足りるのか、この点を改 うな単なる事実の認識で足りるのか、この点を改 で妨害する目的の解釈におきまして、改めてこの通行

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

今委員御指摘の裁判例に関しましては、具体的の意義ということでございますが、ただ、今御質問ございました通行妨害目的な裁判に関することでありますので、私どもとしな裁判に関することでありますので、私どもとし

私どもは、これにつきましては、重複になるかれどもは、これにつきましては、現もしれませんが、まず、これにつきましては、現相手方に自車との衝突を避けるために急な回避措置をとらせるなど、相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図することというものでありまして、これらについての未必的な認識、認容があるだけでは足りないと、そのように考えれどもは、これにつきましては、重複になるかれがあるだけでは足りないと、そのように考えるかれるどもは、これにつきましては、重複になるかれるどもでは、まで、これにつきましては、重複になるかれどもは、これにつきましては、重複になるかれどもは、これにつきましては、重複になるかれている。

〇安江伸夫君 ありがとうございます。

た。 未必的な認識、認容だけでは足りないという点 た。

ます。
ます。
ます。
ことで、一般的な事例の中でこの目的が適用され
ことで、一般的な事例の中でこの目的が適用され
ただきたいというふうに思います。例えばという
さて、この目的に関してもう一問質問させてい

転者が、このB車の走行を妨害する目的を持っす。その後続にB車が走っております。A車の運例えばでございますが、走行中のA車がありま

的にこうした事態が生じた ることができず、結果としてC車の運転者に死傷 すが、要するに、Aには個別具体のCを邪魔しよ かったという前提にさせていただきたいと思いま お、C車の運転者には前方不注視等の過失はな 在を衝突するまで認識をしていませんでした。な 結果が生じてしまった。A車の運転者はC車の存 けでありますが、このB車の後ろをC車が走行し た。結果としてA車とB車は衝突をしなかったわ 車とB車は衝突しそうになります。そうしたとこ ました。そして、著しく接近をいたしました。A ておった。そして、C車はA車との衝突を回避す 行している後続のB車の目の前で停止をいたし 通行を妨害しようとする意図はなくて、結果 B車が、前方のA車との衝突を回避するた ハンドルを急転把、急にハンドルを切りまし 重大な交通の危険が生じることとなる速度で

今申し上げたような場合において、この通行妨 通行を妨害する目的というものは認められる

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げま

するものでございます 行を妨げることを積極的に意図することを必要と し上げましたように、相手方の自由かつ安全な運 通行妨害目的につきましては、先ほどお答え申

通行妨害目的は認められると考えるところでござ から、実際に衝突したのはC車でありましても、 ということでございますが、今申し上げた考え方 害者の認識では自分の車の後ろ、直後にいるB車 害の、加害者の妨害の意図の対象と、具体的に加 という意図までは必要はないと考えております。 車については必ずしも特定の車の通行を妨害する 積極的に妨害する意図があれば、その対象となる したがいまして、今の事例でございますと、妨 しかしながら、車の通行を今申し上げたように

ありがとうございます

この目的というのは、個別具体のた

| けたかというふうに思います。 | るわけではないということが明らかにしていただ | だ一つの車、一車のみということを対象としてい

| 確認をさせていただきたいというふうに思いま 次に、条文上の前方という文言の意義について

| う違いがあるわけでございますが、この文言の違 前という表現になっております。前方と直前とい | 行法の第二条第四号におきましては、自動車の直 ついて御説明ください。 いを踏まえまして、この本改正法の前方の意義に いう言葉が記されているわけでございますが、現 本改正法案の第二条各号には、いずれも前方と

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま

方で停止したときに通常著しく接近することとな すが、加害者車両が被害者車両の進行方向の前の 的な範囲は一概にお答えすることは困難でありま 四号の直前とは違う言葉を使っておりますが、こ 両の走行速度、周囲の交通状況、道路環境等に照 れは現行法の四号の直前よりも空間的な距離が長 る前方とは、委員御指摘のように、現行法の同条 る範囲を言うものと考えております。 らして判断されることとなりますので、その空間 い趣旨でございまして、加害者車両及び被害者車 改正後の自動車運転死傷処罰法二条五号におけ

○安江伸夫君 可及的に明らかにしていただけた かというふうに思います。

ただきたいというふうに思います。

があるという御指摘もありましたので、やはりこ の点重要かなという観点で質問をさせていただき 危険の現実化という立場を取って、拡大のうらみ この因果関係、今、本法に限らず、一般的にこの 先日の参考人質疑の中でも、参考人の先生から

していただいているところです。すなわち、被害 事例というものを法務省の資料の方でも御紹介を 本改正法の第二条五号が想定する典型的な適用

傷が生じた、こういうような場合がこの五号の典 者車両と被害者車両が直接衝突をして、結果、死 度で走行しているところ、加害者車両が妨害目的 者車両が重大な交通の危険が生じることとなる速 型例というふうに伺っております。 で前方停止など著しく接近したことにより、加害

三者車両の運転手に死傷の結果が生じてしまった にはみ出してしまって、後続の第三者車両と衝突 ができた、しかし、この被害者車両が反対の車線 者車両の方がハンドルを急転把して回避すること 車両がこの場合衝突をしなかった、つまり、被害 げた事例の最後の方の部分、被害者車両と加害者 という場合を想定します をしてしまった、この結果、この被害者車両と第 この事例を少し変えまして、例えば、今申し上

がどうなるかということも確認をさせてくださ 用となるのか、また、加えまして、この罪数処理 今のような一般的な場合におきまして本号が適

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま

いことから、そのような行為を危険運転致死傷罪 しく接近することとなる方法で走行する場合に 生ずることとなる速度で走行中の被害者車両に著 害者車両が通行妨害目的で、重大な交通の危険が の対象とするものでございます 改正後の自動車運転死傷処罰法二条五号は、加 重大な死傷結果が生じる危険性が類型的に高

続きまして、因果関係について質問をさせてい が生じたときの罪数関係でございますが、死傷し 競合として科刑上一罪となるものと考えられま 立し、それらは、行為が一個である場合、観念的 改正後の同条五号の罪が成立し得ると考えます。 の因果関係が認められ得ると考えますことから、 実化したものとして、運転行為と死傷結果との間 行為があり、かつ、その予定している危険性が現 た人ごとにそれぞれ改正後の同条第五号の罪が成 なお、その場合において、複数の人の死傷結果 お尋ねの場合につきましては、同号の罪の実行

〇安江伸夫君 ありがとうございます。 ただきます。 続いて、改正法の六号に関して御質問させてい 今回の改正法第二条第六号におきましては、

はないわけでございますが、この高速自動車道又 例えばこの六号に想定される、規定される行為が ついてお答えください。 は自動車専用道路という規律が設けられた趣旨に 発生した場合には、文言上、 場所的な限定が付されております。したがって、 頭に高速自動車道又は自動車専用道路という形で 一般道とかあるいは駐車場とかそういった場所で 当然この同号の適用

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げま

させた場合には、これらの道路を走行中の他の運 ど、被害者車両に著しく接近することとなる方法 ている者は、その進路上で他の自動車が停止又は えられるところでございます。 険運転行為と同等の危険性、悪質性を有すると考 二者車両が加害者車両又は被害者車両に追突する 置をとることが通常困難であるため、走行中の第 で運転し、これにより被害者車両に停止又は徐行 ないことから、加害者が通行妨害目的で自己の運 徐行しているという事態を想定しているわけでは に高く、このような加害者の運転行為は現行の危 転者としては、そのような事態を想定して回避措 て禁止されておりまして、これらの道路を走行し などして重大な死傷結果が生じる危険性が類型的 転する自動車を被害者車両の前方で停止させるな ては、自動車を駐停車させること自体が原則とし 高速自動車国道及び自動車専用道路におきまし

運転する自動車を被害者車両の前方で停止させる ろでありまして、加害者が通行妨害目的で自己の 停止又は徐行している事態は十分想定し得るとこ 両の運転者にとって、その進路上で他の自動車が など、被害者車両に著しく接近することとなる方 徐行させた場合であっても、重大な死傷結果が生 これに対しまして、 一般道におきましては、

三部

じる危険性は類型的に高いとは言い難いところで

としたものでございます。 る行為のみを危険運転致死傷罪の対象とすること ては、高速自動車国道及び自動車専用道路におけ 以上のことから、改正後の第二条第六号におい

イントなのかなというふうに承知をいたしまし がとうございます。要するに、現行の四号と同等 の危険性を持つ行為を類型化したということがポ 〇安江伸夫君 確認させていただきました。あり

時間の都合で、 済みません、 一問飛ばさせてい

うふうに思います 法定刑について質問をさせていただきたいとい

観点から、非常に法定刑は重要だというふうに 思っております。 わゆる行為規範としてこれを抑止していくという 上の有期懲役と規定をされております。犯罪がい いては十五年以下の懲役、死亡については一年以 が、この危険運転致死傷罪の法定刑は、負傷につ 当然、今回の改正の対象にはなっておりません

それは同等程度と言えるのか、重いのか、軽いの 諸外国との比較におきまして、同種のような類 法定刑というものが俎上に上がったのかどうかと 今回の改正に係る法制審の議論におきましてこの されてきたというふうに承知をしておりますが、 か、お答えください。 いうことを確認をさせていただきたいとともに、 従来からもこの法定刑の引上げということがな 同種の類型の犯罪の法定刑に関して我が国の

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま

が、 ため、その点についての調査審議は行われました び第六号を追加することが諮問事項でありました 死傷処罰法第二条の危険運転致死傷罪に第五号及 今般の法制審議会におきましては、自動車運転 論は行われなかったところでございます。 危険運転致死傷罪の法定刑の引上げに関する

> めて、悪質、危険な運転行為による死傷事犯につ は国によって異なるものの、あおり運転行為を含 承知しております ございませんが、諸外国においては、規定の仕方 則につきましては網羅的に把握しているわけでは いて特別の規定を設けて処罰する例が多いものと また、諸外国の例でございますが、諸外国の罰

とされ、十五年以下の自由刑若しくは罰金又はそ に又は悪意を持って人又は財産の安全を無視した 違いはございますものの、ミシガン州では意図的 運転を行って人を死亡させた者が無謀運転致死罪 の併科が定められております 例えば、アメリカにおきましては、州によって

年以下の自由刑が定められております。 人を死亡させた者が危険運転致死罪とされ、十四 共の場所で自動車等を危険に運転し、これにより イギリスにおきましては、道路又はその他の公

このような罪とされるほか、故意に人を死亡させ |をして、かつ無謀な運転行為を行って、他人の生 る危害行為罪、これは、故意犯の場合、法定刑は 命、身体等を危険にさらした者が道路交通に対す は五年以上の自由刑であります。 た者は同罪のほか故殺罪が成立し、その場合の刑 五年以下の自由刑又は罰金とされておりますが、 また、ドイツにおきましては、著しい交通違反

失致死罪とされ、当該運転行為の悪質性の程度に 行為を行って人を死亡させた者が自動車等運転過 意義務を明らかに意図的に怠るなどの悪質な運転 応じて最高で十年以下の自由刑及び罰金が定めら れているところでございます。 また、フランスにおきましては、安全義務、 注

| 運転致死傷罪の法定刑は決して軽いものではない と考えております。 犯罪の法定刑と比較いたしますと、我が国の危険 このような、今申し上げたような諸外国の同種

〇安江伸夫君 ありがとうございます。丁寧にい ろいろと示していただき、感謝申し上げます。 おりでございまして、諸外国に比して我が国のこ 川原刑事局長がおっしゃっていただいたと

| ました、厳罰化を進めていく反面、 も指摘されておりましたので、そうした観点も げなどがかえって誘発をされる、こうしたリスク し、ただ一方で、先日の参考人質疑の中でもあり う形で承知をさせていただいた次第でございます の類型の法定刑というのは決して軽くはないとい 次第であります。 しっかりと踏まえての対応というものを強く望む 例えばひき逃

きたいというふうに思います 公判を見越した対応について質問させていただ 次の質問に移ります

あおり運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案

○国務大臣(森まさこ君) 本法律案は、いわゆる

に向けた決意をお伺いいたします。

その根絶

関係

も構成要件の内容としております。この点につい のものに限るという形で、新たに被害者側の速度 大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中 査機関の準備ないし検討状況がどうなっているの ます。この新たな構成要件の立証を踏まえての捜 越した捜査ということが求められるわけでござい か、お聞かせください。 ての立証はどのように行うのか、予定しているの か、 件事実が生まれますので、これに即した立証を見 今般の改正を受けまして、当然、新たな構成要 また、あわせまして、改正法の二条五号は、重 お聞かせ願えればというふうに思います。

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げま

拠を収集するかにつきましては、個別の事案ごと に捜査機関において適切に判断されるものと承知 しております。 構成要件該当事実の認定のためにどのような証

来から御指摘のありますドライブレコーダーの映 害者車両が重大な交通の危険が生ずることとなる 認定されるものと考えられるところでございま 両の損傷状況、目撃者、被害者及び加害者の供述 速度で走行していたことにつきましては、先ほど など、捜査機関が収集した様々な証拠に基づいて 像であるとか、事故現場に残されたタイヤ痕、車 の自動車運転死傷処罰法二条五号の要件である被 その上で、一般論として申し上げれば、改正後

大臣の危険な運転等に対する御認識と、 省庁との連携も含めまして、本法を所管する法務 重大な死傷事件の更なる減少、また厳正な処断と 〇安江伸夫君 ありがとうございます。 いうことが期待されるところでございます。 今回の改正によりまして、自動車の運転による 最後に、大臣にお伺いをしたいと思います。

死傷事犯に厳正な対処ができるようにするもので 国民の声に応え、悪質、危険なあおり運転による 罪の対象となる行為を追加しようとするもので、 おります。 早く本法律案を成立させていただきたいと考えて 果が十分に期待できるものと考えており、一日も 危険運転に及ぶ者に対し自覚を促して抑止する効 して、改正後の第二条第五号又は第六号に定める す。これにより、刑罰が有する一般予防の効果と の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷

備だけでなく、関係省庁が連携しつつ様々な取組 この問題にしっかり取り組んでまいります。 を進めていくことが重要であり、法務省としても 重大な死傷事犯を防止するためには、罰則の整

○安江伸夫君 終わります ありがとうございます。

こういったことも背景にこの改正案が出ているも また、警察庁が昨年十月にドライバーに調査をし 心事になったというのがきっかけでございます。 り運転が大きな社会問題化をした、また国民の関 いるという調査結果も明らかになっていまして、 転の被害に遭い、七割以上が罰則の強化を求めて た結果、約三人に一人が過去の一年間にあおり運 七月の東名での事故を受けて、このいわゆるあお 先ほどからもお話がありますように、二〇一七年 〇柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。 今こうやって議論をしておりますこの改正案、

車でこうやって走行中に他人の車の前に割り込

ることを期待をしたいと思います。 こことを期待をしたいと思います。 これによって、ドライ には明文規定がなかったわけで、今般、この停車 には明文規定がなかったわけで、今般、この停車 には明文規定がなかったわけで、今般、この停車 のとするものでございます。これによって、ドライ へいって、安全かつ安心な交通社会の実現につなが なって、安全かつ安心な交通社会の実現につなが なって、安全かつ安心な交通社会の実現につなが なって、安全かつ安心な交通社会の実現につなが なって、安全かつ安心な交通社会の実現については現行法 かることを期待をしたいと思います。

その上で、確認の意味を込めてお聞きをしたいと思いますが、今日はかなり問題意識が重なってと思いますが、今日はかなり問題意識が重なってと思いますが、今日はかなり問題意識が重なってと思いますが、今日はかなり間

関係が広く肯定される傾向にあります。 まずは、先ほどからも出てはおりますが、懸念をされることの一つは、いろんな外形的にこの要件を満たす、あるいは結果を重視をすることで、先ほどからもありましたが、拡大解釈が行われる余地があるのではないか、処罰範囲が広くなり過ぎるということが起きるのではないかということなんですね。高速道路を自動車で運転をしていた際に結果的にぶつかった、ぶつかって通行妨害目的を認定されるということにはなりはしないかということなんですね。高速道路を運転していると、いつ被害者になったり加害者になったり、分からないと害者になったり加害者になったり加害者になったりからないとあります。

た険運転致死罪で起訴するということにならない な意は内心の心の中の問題なので、結局はその 外形的な行為で推測をされるということになって 外形的な行為で推測をされるということになって いまうわけですが、こうやって因果関係を緩く解 な死罪として非難されるべきか、あるいは危険運 転致死罪として非難されるべきか、あるいは危険運 転致死罪として非難されるべきか、あるいは危険運 するとこの危険運転致死罪の方で起訴される方向 に傾いていくのではないか、検察官の、言葉を換 に傾いていくのではないか、検察官の、言葉を換 に何いていくのではないか、検察官の、結局はその が意は内心の心の中の問題なので、結局はその

きをしたいと思います。の点は法務省はどのように考えているのか、お聞かというのが心配されることの点なんですが、こ

│○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げます。

のと承知しております。
る具体的な事実関係に応じて適切に判断されるもる具体的な事実関係に応じて適切に判断されるもいきましては、裁判所において個別の事案におけり、因果関係の有無に

その上で、一般論として申し上げれば、改正後のと考えております。 やのと考えておりまして、処罰の範囲が不当に拡大するのではないかという御懸念は当たらないものと考えておりまして、処罰の範囲が不当に拡大するのではないかという御懸念は当たらないものと考えておりまして、必罰の範囲が不当に拡大するのではないかという御懸念は当たらないものと考えております。

〇柴田巧君 ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、いつ何どき、高速道先ほど申し上げたように、いつ何どき、高速道で、これは裁判員裁判の対象にもなる法律ということになっていきますので、大変、規定ぶりはなかなかややこしいというか難しいところもあって、今のようなやっぱり懸念がいまだあると思いて、今のようなやっぱり懸念がいまだあると思いますので、実際の運用に当たってはそういうことにならないようにしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、あおり運転の防止具体策についていろい次に、あおり運転の防止具体策についていろいた。こうやって法を高いはを全に、また興奮しないでアグレッシブにが、一昨日の参考人質疑では、それに加えて、例えば教育や意識の啓発や、あるいは交通心理学の知見を活用する、あるいは科学的なデータを用いるといったことなど、あるいはもっと大きく、この交通社会そのものの在り方を変えていく、より快適に安全に、また興奮しないでアグレッシブに快適に安全に、また興奮しないですが、こうやって法をお聞きをしたいといいますが、こうやって法をお聞きをしたいといいますが、こうやって法をお聞きをした。

ドライブレコーダーのことをお聞きを私もしよれを受けてお聞きをしたいと思いますが。れを受けてお聞きをしたいと思いますが。

が、お許しをいただいて割愛させていただきますが、お許しをいただいて割愛させていただきますが、お許しをいただいましたので、これは、ぼ趣旨が重なってしまいましたので、これは、が、お許しをいただいて割愛させていただきますが。

私からもお願いをしておきたいと思います。とという際においてドライブレコーダーは大変重要だと思いますし、ドラレコが搭載してあるということを貼ってあるだけで、車に、かなり事故を排止する能力があると思っておりますので、是非、参考人で呼んだ柳原参考人は義務化ということをおっしゃっておられましたが、それはなかなか難しいとしても、このあおり運転を立証していれずれにしても、このあおり運転を立証していいずれにしても、このあおり運転を立証していいずれにしても、このあおり運転を立証しているがいます。

次に、これは警察庁にお聞きをしたいと思いない。そはりこの教育というのが非常に大事なことだと思っております。とりわけ、運転免許の取得あるいは更新時に、講習などを通じて危険運転が、やはりこの教育というのが非常に大事なこう意識をドライバーに定着させていく取組が大事だと思いますが、この法改正を受けて、今申し上げたような取組、どのようにしようと考えていらっしゃるのか、警察庁にお聞きをしたいと思います。

| ○政府参考人(髙田陽介君)| お答えを申し上げま|

警察庁におきましては、この度成立いたしましいいと考えております。

運転などの危険運転を予防するためには、様々なまた、委員今御指摘ありましたとおり、あおり

をないないましてよ、所设される方星車/5星ということが重要であると考えております。 ということが重要であると考えております。 機会を活用して、運転者にあおり運転の悪質性、

図ってまいりたいと考えております。図ってまいりたいと考えております。。

○柴田巧君 やはり、免許を取ったときあるいは ○紫田巧君 やはり、免許を取ったときあるいは 認識をする、学ぶいい機会になると思います。 ただくようにお願いをしておきたいと思いますが、この前の参考人質疑でも、また衆議院でのすが、この前の参考人質疑でも、また衆議院での参考人質疑でもその法教育の必要性を参考人らは 指摘をされておりましたが、やはり小さいときから法や司法制度を教える、それを守っていく、遵法 るいは法的なこと、ものを身に付けていく、遵法 るいは法的なこと、ものを身に付けていく、遵法 を思っております。

特に今、このあおり運転の関連でいえば、免許を持とうとする、取得する前の、直前の高校生への教育というものは非常に重要になってくるのではないかと思いますが、この点、この法改正を受けてどういう取組をされようとしているのか、お

○政府参考人(金子修君) お答えいたします。
同家ではない一般の人々が法や司法制度の基礎と問家ではない一般の人々が法や司法制度の基礎と問事

じた法教育教材を作成するとともに、これらの教議会による検討を経て、児童生徒の発達段階に応とする法教育推進協議会を開催しまして、この協法務省では、法曹三者や学校関係者等を構成員

子教材を全国の高等学校に配布済みでございま 御指摘の高校生につきましても、高校生向けの冊 材を全国の学校等に配布し、 て活用していただいているところでございます。 全国の学校等におい

のあおり運転の防止にも資するものと考えており とは規範意識の涵養につながり、ひいては御指摘 も含まれておりますところ、法教育を実施するこ やこれを守る重要性についての理解を深めること このような法教育の内容には法やルールの意義

向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えてお れる機会を持てるよう、今後とも法教育の推進に しながら、より多くの方がこのような法教育に触 法務省としましては、関係機関と引き続き連携

〇柴田巧君 ありがとうございます

があると思うんですね。 なことを教えて、それがいろんな知識に、あるい 話もされておりましたが、海外ではかなりリアル さんというか娘さんがオーストラリアで経験した は事故の抑止に、犯罪の抑止につながっている面 この前の参考人質疑でも柳原さんが自分のお子

なっていましたが、やっぱり、ためになる、実際 えることが難しいとか、様々な課題も明らかに 務省としても力を注いでいただきたいと思いま いったものが学校現場でしっかりやれるように法 いう分野にも入り込むかもしれませんが、そう 法教育の難しさが出ている調査結果がございまし た、これは小学校段階だったかなと思いますが、 に役立つ、そういう法教育なり、これ交通教育と なかなか日本の法教育は、この前の三月に出 なかなか時間が取れない、あるいは教員が教

今申し上げたことを展開できるようにお願いをし ちょっと難しい局面であるのはありますが、 今年はちょっと学習の遅れがあるのでなかなか 、是非

また、次に、刑事施設における交通安全指導、

○政府参考人(大橋哲君) お答え申し上げます。 | らっしゃるかお聞きをしたいと思います。 改正を受けてより効果のある特別改善指導が行わ はりそういう重大事故などを起こして刑務所にい れるべきだと思いますが、この点はどう考えてい 度とそういうことを起こさないためにも、この法 けて一つ大事なことではないかと思いますが、や 導を強化をしていくということがこの法改正を受 特別改善指導でこのあおり運転防止に向けての指 るそういう人たちを矯正をしていくためにも、二

性について指導する時間を新たに設けることが必 の交通安全指導の中であおり運転の悪質性や危険 指導を実施しておりますけれども、法改正後、こ 特別改善指導として交通事犯者に対して交通安全 要であると考えております。 委員御指摘のとおり、刑事施設におきましては

しところないんだということでございました。 精神や人命尊重の精神等を更に涵養させる指導を 犯を起こさせないための方策について具体的に考 データというのは詳しいものがなかなか実は今の ちょっと驚いたのは、この交通事犯者の再入率の 〇柴田巧君 それで、レクのときにお聞きをして 行えるよう努めてまいりたいと考えております。 組を参考にしながら、今後とも交通事犯者の遵法 めて振り返らせ、被害者に対する慰謝の方法や再 えさせたり、受講者自身の事故、事件について改 加害者の問題性や被害者に与えた影響について考 運転の被害に遭われた方々などの声を取り上げ、 えさせるといった指導が考えられると思います。 今やっている、現在行われているこの特別改善 刑事施設におきましては、関係機関における取 具体的には、 実際のあおり運転の事例やあおり

んではないかと思っておりまして、さきにも 裏付けがないとなかなかこれいいものにならない やっぱりきちっとしたデータがないと、科学的な 指導などが本当に効果があるのか、この再入率を そういった科学的な知見とかデータ重視で事故あ 落としていくことになっているのかというのは、 先般の参考人質疑でも、 務省はどのように把握をしていらっしゃるか、 ダウン中の面会交流に関する諸外国での取組、 外出制限の例外に当たるとガイドラインを示して 対面での面会を継続するとして、この面会交流は いる国もあるやに聞いておりますが、このロック ○政府参考人(小出邦夫君) 諸外国では、ロックダウン中であっても原則は

お法

委員御指摘の諸外国の取組につきましては、こ お答えいたします

| られましたので、この点しっかり取り組んでいた と思います だきたいということを強くお願いをしておきたい るいは再犯を防いでいく必要性もおっしゃってお

と連携をしながらやっていただきたいということ なかなかこの撲滅はできない、他の省庁などとの また質問してきましたように、この厳罰化だけで ますが、さっき大臣も決意を述べられましたが、 いと思いますので、法務省、大臣、またしっかり 発やら、いろんな取組をしていかなければならな を申し上げておきたいと思います。 いろんな連携で、今申し上げた教育やら意識の啓 この法案については以上で終わらせていただき

会交流のことをちょっと今日は取り上げさせてい ただきたいと思います。 残された時間、余りなくなってきましたが、面

議が進まないということも一因になっておりま 調停期日が感染対策で取り消されて、両親間の協 の親が面会を拒む場合が多いわけですが、 接するこの面会交流が途絶えるケースが増えてき たちに与えていますが、今、別居する親と子供が ております。これは、子供への感染を恐れて一方 この新型コロナでいろんなところに影響が子供 家裁の

す。 は八五%にも上っているということでございま ると。これを受けて、子供との断絶を懸念する人 頻度、時間が減ったという人が三二%いらっしゃ 以降全く会えなくなった人が四四%、それから、 この共同親権草の根活動の調査によれば、三月

> 針を示すなどの例があるといった報道がされたこ 外国におきましては政府等が面会交流の詳細な指 ネット等を通じて可能な限りで情報収集を行って れまでに特別な調査は実施しておりませんが、 いるところでございます。 法務省でもインター 諸

省のウエブサイトには、新型コロナウイルス感染 は在宅命令期間中の暫定的な取決めをするために 上で、裁判に従うことが困難な事情がある場合に 判に従わなくてはならないということを説明した ガイドラインが掲載されてございます。 されております。また、ニュージーランドの法務 症の警戒レベルごとの共同養育の在り方に関する でありましても子の監護及び面会交流に関する裁 当事者間で話し合うなどの方法があることが紹介 イトにおきましては、一般論として、 こういった海外の取組については、非常時にお 例えば、カリフォルニアの州裁判所のウエブサ 在宅命令下

まいりたいと考えております。 いと思われますので、引き続き情報収集に努めて 〇柴田巧君 そういう今答弁されたように、海外

ける子の養育の在り方として参考になるものも多

すし、ワンストップの窓口を設置するなど、非常 指針もはっきり示していますし、発信をしていま 先にお聞きをしたいと思いますけど、 に迅速かつきめ細やかな対応をしております。 たように、そういうガイドラインも、 では大変細かく指針を作ったりいろんな取組をし ているわけですが、時間がないので、 非常にこの 今触れまし これ大臣に

まうと子供の生育に悪影響を及ぼす、及びかねま 大臣の御見解をお聞きをしたいと思います。 か再び築くのは実の親子、普通の家庭でも親子で せんし、一度切れた人間関係というのは、なかな なものでありますし、親子の触れ合いが減ってし この面会交流は子供の福祉にとっても非常に重要 いくということが必要ではないかと思いますが、 も難しいということがありますので、今申し上げ たように、しっかりと国としてもこれを支援して 我が国は今のところ単独親権ではありますが、

階や実施段階において適切な支援が必要であると 面会交流の実施のためには、 保する観点から重要であります。そして、円滑な ○国務大臣(森まさこ君) 委員御指摘のとおり、子の利益を確 面会交流が適切に行わ 面会交流の取決め段

養育の在り方等について検討をしている家族法研 方等も論点となっているものでございます 究会においては、面会交流を促進する方策とし 法務省の担当者も参加して父母の離婚後の子の 面会交流を支援する団体と国との連携の在り

論の推移をしっかり注視してまいります。 するように指示をしておりますので、引き続き議 私としては、担当者に対し議論に積極的に参加

の成長にとって大事なことだと思いますので、法 はないと思っておりますので、どうぞ、大変子供 だ十分配慮されたもの、細かく配慮されたもので 改めてお願いをして、質問を終わります。 務省としてもしっかりやっていただきますことを にこの面会交流について出されましたが、まだま ホームページ上でも法務省はいろんな、五月の頭 〇柴田巧君 これでもう質問を終わりますが、 ありがとうございました。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

効果を図ろうとするものです。 するものではありませんが、悪質な交通犯罪を厳 改正で追加され、量刑の引上げ、類型の追加を経 しく処断するとともに、厳罰化による事故の抑止 した。危険な運転による死傷事故の全てを対象と て、二〇一三年に新法として整備されるに至りま 法案について伺います。 危険運転致死傷罪は、二〇〇一年に刑法の一部

で、こちらも減っているわけではありません。 致死傷罪の科刑状況です。多少の増減はあります 資料をお配りしましたが、ここ十年の危険運転 れども、ほぼ横ばいとなっています。この中 妨害行為事案の公判請求は年間平均七件程度

○国務大臣(森まさこ君) お示しの数字でござい

> 考えております。 の効果に結び付くものとは限らないというふうに | ますけれども、これの表自体が必ずしもその改正

| の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をする 応えて悪質、危険なあおり運転による死傷事犯に います。 対して厳正な対処ができるようにするものでござ なる行為を追加しようとするもので、国民の声に ためのものであり、本改正案はそれに更に対象と 本法律は、いわゆるあおり運転による死傷事犯

果に結び付いていないということが数字としては ありますように、厳罰化だけでは必ずしも抑止効 〇山添拓君 既にほかの委員の先生方からもお話 示されております。

犯行の態様又は犯行に至った動機や原因が判明す は、取締り状況の集約を求め、捜査過程において めに厳正な捜査の徹底を求めました。この通達で ることがあるとしております。 て、あおり運転等悪質、危険な運転を抑止するた 二〇一八年一月、警察庁は各県警に通達を発し

ました。

景についてどのように分析をしていますか。 警察庁に伺いますが、特に動機や原因、その背

○政府参考人(髙田陽介君) お答えを申し上げま

こと、車間距離を詰められたことなどを挙げるも と、進路を譲らないなど自身の進行を邪魔された お尋ねでしたので、その原因、動機、端緒といた ましたところ、あおり運転を行った今背景という のが多く見られたところでございます。 しましては、その被疑者の供述などによります 警察庁が把握しているものについて調査をいたし 運転致死傷罪や暴行罪等を適用した事例のうち、 こと、あるいは割り込みをされたり追い抜かれた いわゆるあおり運転に関しまして、警察が危険

今後の防止対策に是非つなげていただきたいと思 が、参考人質疑でも犯罪心理学、社会心理学的な 〇山添拓君 これも既に質疑の中で出ております 研究成果を取り入れた施策の必要性も指摘されて 、分析して、

います

| ることをいうとされ、具体的な、あの車を妨害す 号との同等の当罰性は確保していくべきだと述べ 急停車するような場合も含まれ得るわけです。 近であれ、事実上、あの車を妨害しようという特 す。ただし、四号の場合には、直前進入であれ接 ると、こういう認識までは不要だとされていま 由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図す 敵する程度の確実性、積極性を要求することで四 そういう車が来るなら嫌がらせをしようと考えて は、後方を走る特定の車を認識していなくても、 は、現行法の二条四号と同じ文言で、相手方の自 てほしいと述べました。松原参考人は、四号に匹 妨害する目的という主観的要件があります。これ 定がされます。ところが、追加する五号、六号で 改正案の二つの行為類型には、他の車の通行を 今井参考人は、妨害する目的自体は明確であっ

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま うに担保されることになるでしょうか。 こうした指摘は、法案の運用に当たってどのよ

する目的と同じでありまして、相手方に自車との 妨害目的の意義は、現行の同条四号の通行を妨害 自動車運転死傷処罰法二条五号及び六号の通行

| ところでございますが、繰り返し申し上げますよ うに、車の進行を妨害しようという積極的な意図 ます。 的に意図することを意味しているところでござい 相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極 衝突を避けるため急な回避措置をとらせるなど、 この相手方は特定されている必要はないという

るものと承知しております。 の四号でもございますので、こういった法の趣旨 ういった私ども立案者の意図を、あるいは現行法 ては、捜査機関あるいは裁判所におきまして、こ を踏まえて個別事案において適切な運用がなされ 実際、法改正後、この罰則の運用に当たりまし

が必要と考えているところでございます。

示していただく必要があるんだと思います。 〇山添拓君 それらはきちんと徹底されるように

続車の速度を利用することによって危険を生じ 行です。それ自体が危険なのではありません。 追加する五号、六号は、行為としては停止や徐 他人の行為を利用する犯罪と言えます。 あるいは危険を増大させるという行為類型 後

した。松原参考人からは、相手方の言わば自動的 るのか場所が設定されているという指摘がありま の範囲内だと、そういう指摘がありました。 に流れている行為を利用するという意味で許容性 今井参考人からは、行為者がどういう行為をす こうした指摘を踏まえますと、後続車の行為が

うな場合には、これは構成要件が予定する危険の 現実とは言えないのではないかと考えますが、 続車の過失が大きな要因となって事故が生じたよ 想定される自動的な流れに反する場合、例えば後 かがですか。 41

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま

様々な事情によっては、因果関係が否定される場 合があり得るところだと考えております。 でございますが、委員御指摘ありましたような はその事案事案の判断とならざるを得ないところ 今委員の御指摘の点につきましては、最終的に

ある、立証の問題を丁寧に考えるべきだと発言が 考える必要があるという指摘があり、 が、今井参考人からは、科学的な捜査の仕組みを 課題があります。既に今日も議論が出ております とも、この際共有するべきだと思います。 体が少し緩いのではないかという指摘があったこ でと。つまり、ドライブレコーダーや車内カメラ た在り方そのものを批判し、映像があるなら映像 捜査の在り方の問題として、供述調書にのっとっ ありました。また、柳原参考人は、より全般的な ○山添拓君 その因果関係の認定自体が、判断自 は、前の経緯から見ていかないと分からない点が 五号、六号の犯罪はいずれについても立証上の 松原参考人

第三部

を始め、客観的な証拠が重要だと指摘されたのだ

1

でしょうか。
でしょうか。
でしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げま

ております。

「おります。
は、その個別の事案ごとに捜査機とにつきましては、その個別の事案ごとに捜査機証のためにどのような証拠を収集するかというこ証のためにどのような証拠を収集するかというこがのような

その上で、一般論として申し上げれば、現行法に考した様々な証拠に基づいて立証することとなると考えられます。

ます。
に向け適切に捜査を進めていくものと考えておりに向け適切に捜査を進めていくものと考えておりは、個別具体的な事案に応じ、必要な証拠の収集いずれにしましても、捜査機関におきまして

○山添拓君 重大悪質な事故で適切妥当な刑罰が 利されるとともに、冤罪あるいは不当な重罪とな ることのないよう、客観証拠に依拠した捜査、公 科されるとともに、冤罪あるいは不当な重罪とな 科されるとともに、冤罪あるいは不当な重罪とな 科されるとともに、冤罪あるいは不当な重罪とな

法定刑についても伺います。

だういう趣旨なんでしょうか。

を関連転の方が罪としては軽いわけですね。これはの懲役であるのに対して、この危険運転致死罪は一年以上の懲役です。つまり、致死の場合には危罪と同様です。ところが、傷害致死罪は三年以上罪と同様です。ところが、傷害致死罪は三年以上の懲役で、傷害

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げまっ。

転行為を行い、その結果人を死傷させた者を、そ | (危険運転致死傷罪は、故意に危険な自動車の運 | 7

うとするものでございます。
死傷させた傷害罪、傷害致死罪に準じて処罰しよの行為の実質的危険性に照らし、暴行により人を

| を定めたためでございます。 行為による致死罪という犯罪類型に適した法定刑 とは認められないものの、これに準ずる危険運転 死罪よりも低いものとされたものでございます。 転致死罪の法定刑の下限につきましては、傷害致 競合となるので加重処罰されないことなどに鑑 で多数の死傷者が生じ得るが、その場合も観念的 と、自動車運転という事柄の性質上、一回の事故 死罪の特別類型としての性質をも有しているこ 険な自動車の運転行為により人を死傷させた場合 み、傷害、傷害致死罪と同程度としつつ、 における暴行の行為に基づく傷害あるいは傷害致 際、その法定刑の上限につきましては、 これは、危険運転致死罪におきましては、暴行 平成十三年に危険運転致死傷罪が創設された 本罪が危 危険運

| 攻撃を加えて、人の死という重大な結果を生じさ 死罪に当てはまらないことから、 ことが、人命尊重に係る現在の国民の規範意識に 傷害致死罪の法定刑の下限が懲役二年から三年に の法定刑の下限は一年以上の有期懲役のままとさ でございましたが、このような理由は危険運転致 ランスを図る必要があること等を理由としたもの 下限を懲役二年から三年に、殺人罪の法定刑の下 れは当時の罪名ですが、当時、 照らして相当なのかという問題意識とともに、こ 引き上げられました。これは、人の身体に故意に れたところでございます。 ておりまして、同じ凶悪犯罪の中での法定刑のバ 限を三年から五年にそれぞれ引き上げることとし せる犯罪についての下限が懲役二年とされている また、平成十六年の刑法等の一部改正により、 強姦罪の法定刑の 危険運転致死罪

るものでございます。

致死罪の法定刑は三年以上の有期懲役とされてい致死罪の法定刑は一年以上の有期懲役である一方、傷害以上申し上げましたことから、危険運転致死罪

〇山添拓君 かなり御丁寧に説明をいただきまし

た。重罪であることには変わりありません。 松原参考人からは、判例が採用する危険の現実 化という因果関係の判断手法、白地手形だという 批判がありました。当該構成要件の予定した危険 を受け止め、罪刑法定主義を逸脱、潜脱すること のない適切な運用を求めたいと思います。

の発言をまとめました。
資料の二ページを御覧ください。この間の大臣

への処分について伺います。

新しています。 新しています。 新していました。週明け、二十五日月曜日も、任命権 である内閣において決定がなされたと述べ の権者である内閣において決定がなされたと述べ の権者であります内閣と様々協議、最終的には任 の権者であります内閣と様々協議、最終的には任

ところが、翌二十六日には、法務省及び検事総ところが、翌二十六日には、法務省及び検事総ところ、その決定に異論がない旨の回答を得たとしまして、内閣とは協議したのではなく報告したにすぎないのだと変わりました。二十七日、内閣の一員である私、法務大臣などという言葉も飛び出しまして、内閣の一員が内閣そのものとして懲戒処分をしないと決めたかのような答弁もされております。

大臣、二十二日に会見で述べられたように、訓定だというところに戻っているんですね。定だというところに戻っているんですね。のまり、一週間たって、やっぱり内閣の決ます。つまり、一週間たって、やっぱり内閣の決ます。 つまり、一週間たって、その旨異論が協議し、その内容を内閣に報告し、その旨異論が、

○国務大臣(森まさこ君) 訓告というのは監督上れております。

告でよしとしたのは、要するに内閣の決定なんで

てまず調査をした結果、その調査結果を踏まえ、そこで、黒川氏の処分については、法務省とし

をしたところでございます。
告が相当であるというふうに判断をし、私に内議た。検事総長においては、検事総長においても訓た。検事総長においては、検事総長に伝えましたところでございます。

〇山添拓君 大臣、今ここにお示ししました大臣の発言ですけれども、一週間を経て変遷しているの発言ですけれども、一週間を経て変遷している

○国務大臣(森まさこ君) 二十二日に、最終的に任命権者である内閣において決定がなされたと当であるというふうに検事総長そして法務大臣において判断した結果を内閣に伝えて、その旨異論がないというお答えをいただいたことを指したものでございます。

したがって、訂正はしておりません。

でしたこと自体もお認めになろうとしない。 ○山添拓君 これは変更されていないと、答弁は なわっていないとおっしゃるんですけれども、二 変わっていないとおっしゃるんですけれども、二 変わっていないとおっしゃるんですけれども、二

大臣は当初からこの件は懲戒相当だと考えていた、そういう報道もされております。自らの御発言には責任を持つべきですし、おかしいとお思いであるなら、今からでも閣議に諮るべきじゃないでしょうか。再調査するべきだと閣議で進言するおつもりはありませんか。

○国務大臣(森まさこ君) いえ、それは違いまして、まず法務大臣と検事総長で訓告が相当と判断し、それを内閣に伝えて、その旨異論がないといし、それを内閣に伝えて、その旨異論がないといして訓告が打たれたと、そういう時系列になっております。

○山添拓君 質問にはお答えいただいていないん○山添拓君 質問にはお答えいただいていないん

願を受けて、大臣は慰留されたのですか。 合により退官いたしたいと記しております。 四ページにありますが、一身上の都 退官

考え、重く受け止めた次第でございます。 の件を深く反省し責任を取る意思の表れであると 自ら職を辞す意向を示したのでありまして、今回 ○国務大臣(森まさこ君) 私としては、黒川氏が

〇山添拓君 慰留はされなかったということです

○国務大臣(森まさこ君) 慰留をしておりませ

る服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するた 訓告に関する訓令にありますように、将来におけ 断で訓告にされたんでしょう。訓告というのは、 〇山添拓君 だって、大臣の判断で、法務省の判 引き続き職務に就いてもらうつもりだ、その前 指導する措置として行うものですよ。

ました。 が、私は訓告が相当であるという意見を申し上げ である検事総長においてしたものでございます ○国務大臣(森まさこ君) 訓告については、主体 提でされたものじゃないんですか。なぜ慰留され

処分は、将来における検察組織一般の服務の厳正 意味するものであり、今回の黒川氏に対する訓告 将来にわたって組織の秩序を維持し、組織の目的 を確保するために必要と考えられたものでござい 成員に要求される規律が厳しく保持されることを ます。このうち、将来における服務の厳正とは、 する措置として行うものとする旨定められており 職務遂行の適正を確保するため、当該職員を指導 訓令上、訓告は、将来における職務の厳正又は 能率的に達成するために、組織内の構 捜査、 〇山添拓君 特段の支障は生じないんですね。

疑われるような事実については徹底して調査する べきじゃありませんか。なぜ、それもされないの ○山添拓君 そうであれば、少なくとも常習性が

黒川さんが辞職をされ、 東京高検検事長の座は

の間、その職務は誰が担ったのですか。 空席となりました。後任の林氏が任命されるまで

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま

しております その間は高検の次席検事が検事長の職務を代行

措置ですか。(発言する者あり) 〇山添拓君

それは検察庁法十三条一項に基づく

61 ○委員長(竹谷とし子君) 速記を止めてくださ

(速記中止)

| ○委員長(竹谷とし子君) 速記を起こしてくださ

| ○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げま す。

ございます 検察庁事務章程の職務代行の規定によるもので

〇山添拓君 要するに、職務代行の規定はあるわ に事故あるとき。 けですね。検察庁法十三条にもあります、役職者

| ることを挙げて、定年延長によって対応すること うと指摘をされておりました。 は毫も想定されていない、これからも同様であろ 元検事総長らの意見書でも、こういう制度があ

黒川氏が検事長の座を降りたことで管内事件の

公判に何らかの支障はあったんでしょう

○政府参考人(川原隆司君) 特段の支障は生じな いものと承知しております。

ことを厳しく指摘をしまして、質問を終わりま 立法事実も失われたと言うべきであります。この 人をもって代え難いなどということはなかったと いうことが図らずも露呈したわけです。 必要だという法解釈の変更等、 同時に、業務の継続的遂行のために勤務延長が 検察庁法改正案の

○髙良鉄美君 ありがとうございました。 沖縄の風の髙良鉄美です。

> でした。 | り口もいろいろ異なっていましたが、いずれも改 正を支持するという、最終的にはそういう御意見 自動車運転処罰法改正案、この参考人質疑で 各参考人から、 視点は違いますけれども、切

| これは二条四号で対応できるんじゃないかと、そ に説明されました。 わけでもなかろうと思っていたんですけれども、 寧に区別して説明され、改正の必要性を説かれま ね、現行規定ですけれども、この射程とそれから に対して、特に罪刑法定主義の現代的意義を丁寧 主義及び適正手続、法の支配に関連した私の質問 も、先ほども安江委員からありましたけれども、 改正案の射程、追加される五号、六号の射程を丁 れ以前の状況から見て。それで、法の欠缺という した。いろいろ懸念事項も言われましたけれど この丁寧な説明で大分私にも参考になりました。 また、松原参考人は、憲法三十一条の罪刑法定 今井参考人は、同法の二条四号、現在のです

| をきちんと理解すべきであるというふうに思いま | が強く要求されるということがあって、この構成 今回の改正案には賛成いたします。 裁ということですので、これの構成要件の明確性 ではなく、立法府がこの刑罰規定の明確化の要請 要件を明確にするために幾分でも補完をしていく て、国民からの処罰欲求にくみするというところ した。それは、刑罰というのが国家権力による制 お二人の発言から、私は、民主主義社会におい

は当然だろうと思います。 いかと疑念が出されておりますので、これが生じ 因果関係の解釈、あるいは持ち方の拡大にならな ないような対応をしていただくよう求めていくの そして、先ほどから、この適用拡大、あるいは

余

私は、先ほども柴田委員からありました、面会交 いうのは分かりませんが、これまでのちょっと、 流あるいは共同親権、養育費、こういった問題 一十八日の法務委員会で離婚後の養育費と面会交 今回、法務委員会として最後になるかどうかと 前々回ですかね、五月

> 国の親たちから悲痛な意見が大分寄せられまし た、一挙に。養育費や面会交流の取決めを義務付 した。その質問をした後、子供たちに会えない全 流について人権の問題ということで質問いたしま もそう思いました。 ける必要性が改めて認識されたというふうに、私

だと思いますので、期待をしていきたいと思いま けれども、積極的に取り組むというようなところ 法務省におかれましては、先ほどもありました

れているという、手続面でも問題があるというふ 画するものでもないという、そういった実態面 対して、調停委員の任命に際し外国籍の者を排除 く答弁ではありませんでした。 うに指摘しました。しかし、残念ながら納得のい 依命通達、こういったものにも基づかないで行わ と、法律や最高裁規則、あるいは最高裁事務総長 しないように求めました。調停委員は、 行使するものでも、あるいは国家意思の形成に参 また、本委員会では再三、これまでも最高裁に 公権力を

停委員の任命から排除されているというものでし 弁護士会活動にも熱心に取り組んで日本社会で活 格し、弁護士として家事事件にも精通していて、 れています。彼は大変成績優秀で、司法試験に合 籍に限られていましたが、今は外国籍にも認めら のが実情です。例えば消防士は、延焼を防止する る公務員でさえ国籍要件の見直しが行われている 躍しているわけです。国籍がないというだけで調 られていましたけれども、最近見直されました。 有しています。そのため、かつては日本国籍に限 ため消防法の中で建物を強制的に取り壊す権限を 子でもある弁護士です。かつて司法修習は日本国 実は、この問題を私に提起したのは大学の教え 委員会でも御紹介しましたが、公権力を行使す

法律にも基づかないで、当然の法理というものを ました最高裁規則や事務総長依命通達、 を排除する理由に、直接、各種の先ほど申し上げ 人権のとりでとも言われる最高裁が、外国籍者 あるいは

二部

て、これから質問に入ります。用いて差別を改めないことに対して強く抗議し

選択的夫婦別姓について伺います。

今年三月から四月、朝日新聞と東京大学の谷口 今年三月から四月、朝日新聞と東京大学の谷口 の本日、この参考資料としてお配りしていま りた。本日、この参考資料としてお配りしていま りた。本日、この参考資料としてお配りしていま りた。本日、この参考資料としてお配りしていま りた。本日、この参考資料としてお配りしていま りた。本日、この参考資料としてお配りしていま

は、 で、夫婦別姓に賛成、どちらかといえば賛成と答 滋賀県の方もよ えた賛成派は五七%。反対、どちらかといえば反 見を出している。 な答えた反対派は僅か一七%でした。二〇一七 ういうふうに真対 と、二〇一七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 と、二〇一七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 と、二〇一七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 と、二〇一七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 と、二〇一七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 こういった意見。 と、二〇一七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 こういった意見。 と、二〇一七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 こういった意見。 と、二〇一七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 こういった意見。 と、二〇一七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 こういった意見。 と、二〇一七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 こういった意見。 と、二〇十七年の衆院選のときには夫婦別姓に賛 こういった意見。 しろにされていこす。

ます。

・
は

大

は

な

で

も

た

は

の

は

の

は

な

だ

に

だ

の

は

な

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

だ

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

が

に

きこで法務省に伺いますが、地方議会から地方自治法九十九条の規定に基づいて別姓の導入を求める意見書や別姓についての議論を進めることを求める意見書が提出されていると思いますが、これまでに何件受け取って、そのうち都道府県議会からというのもあるのかどうか、あるいはまた、これらを受け止めていらっしゃる、どのように受け止めているか、伺いたいと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。このうち都道府県の議会から法務省に提出された意見書は、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が六十七件、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が六十七件、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が六十七件、選択的夫婦別氏制度の導入を求めるものが三重県議会及び滋賀県議会の導入を求めるものが三重県議会及び滋賀県議会の導入を求めるものが三重県議会及び滋賀県議会の導入を求めるものが三重県議会及び滋賀県議会の導入を求めるものが三重県議会及び滋賀県議会の導入を求めるものが三重県議会及び滋賀県議会といます。

から提出されておりまして、導入について議論を

早期の批准を求め、

外務省に伺います

出されております。 求めるものが大阪府議会及び神奈川県議会から提

これらの意見書は各地方自治体の住民から選出いりたいと考えております。

○高良鉄美君 ありがとうございました。

私の地元の沖縄では、在日米軍に関連して度々こういった意見書というのが市町村議会あるいは、県議会から出されているんですけれども、なかなか真摯に受け止めるということがなくて、ないがしろにされているようなところがあります。政府にこの地方議会の声を真摯に受け止めてほしいということを申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

いります

。女性差別撤廃条約の選択議定書について伺いま

であ しょうか。 提出されていると思いますが、これらの地方議会 提出されていると思いますが、これらの地方議会

○高良鉄美君 個人通報制度の問題も確かにある と思いますけれども、政府として引き続き検討を と思いますけれども、政府として引き続き検討を と思いますけれども、政府として引き続き検討を

今年三月十八日の参議院外交防衛委員会で、茂木外務大臣は、選択議定書批准について、早期締だ向けて真剣に検討を進めているという考えに変わりはない、検討を加速する、政府として、女子差別撤廃条約の完全な履行を通じて、ジェン子差別撤廃条約の完全な履行を通じて、ジェン子差別撤廃条約の完全な履行を通じて、ジェンラーが表した。

のように臨まれるかお伺いします。 をこで、外務省にお尋ねしますけれども、ど が所は、第五次男女共同参画基本計画策定の作 を進められ、今年十二月には閣議決定されると がは、第五次男女共同参画基本計画策定の作 のように臨まれるかお伺いします。

○政府参考人(赤堀毅君) お答えいたします。

で | 進める考えでございます。 | 条約選択議定書の早期締結について真剣に検討をが | その答弁のとおり、外務省としては女子差別撤廃

○髙良鉄美君 大変ありがとうございます。 真剣に検討を進めてまいりたいと存じます。 可つ、関係省庁でしっかりと連携し、政府として 可き続き、各方面から寄せられる意見を踏まえ

の関係もいろいろあると思いますけれども、

是

やっぱり、こういうものは外部からの、外国と

非、今の真剣に取り組むということで高い評価をしたいと思います。今後も是非そういった努力を とも大事ですけれども、そういったメリットより も、批准しないことで条約の実施に後ろ向きだというふうに姿勢を見せてしまうと、批准しないことで条約の実施に後ろ向きだというふうに姿勢を見せてしまうと、批准しないことはですね、そういうデメリットが大きいとも言われています。また、政府は、選択議定書批准の意義について、我が国の人権尊重の姿勢を改めて内外に表明することとの人権尊重に後ろ向きの姿勢を内外に表明することにならないよう、改めて選択議定書の批准を強く求めたいと思います。

ことによって、全ての人が平和と公正を享受でき 国会、確かにコロナ国会という形もあるかもしれ したが、この日本の刑事司法の問題が外部にどう まあこれはコロナの関係もあって行われませんで いうふうに言われていました京都コングレスは、 た責務であると述べられました。残念ながら、 る社会を実現していくことは、法務行政に課され も、三月十日の所信表明で、法の支配を貫徹する いうふうに捉えられるかということの一つの機会 ませんが、その法の支配というのが問われる国会 わけです。同じ刑事司法で、外に向けた刑事司法 だったわけですね。黒川検事長の定年延長と検察 であったんじゃないかと言わざるを得ません。 さて、森大臣は、これも私の感想ですけれど 日本の刑事司法が注目を集めるんではないかと これも刑事司法が大きく問われた 今

の在り方と、中に向けた刑事司法の在り方では異 意を反映の在り方と、中に向けた刑事司法の在り方では異 意を反映の在り方とがとても大事なんです。法の支配 います。を言葉であるいは定義で言うだけではなくて、法 さて、を言葉であるいは定義で言うだけではなくて、法 さて、を言葉であるいは定義で言うだけではなくて、法 さて、を言葉であるいは定義で言うだけではなくて、法 さて、を言葉であるいは定義で言うだけではなくて、法 さて、の まり ということがと しょう かい こう はい こう かい こう はい こう にい こう に

たほど、いろいろ交通事故の問題も、法の支配でいうと、やはり起きた現状を理解するということもとても大事なんですが、交通の教育、交通教育の中で、やはり法の支配というものの理解も小さい頃からやっていくということはとても重要なことだと思います。それは、一つ一つの法改正にも非常に大きく影響するものだと思います。そういった意味では、先ほどの京都コングレス、残念ながら開かれませんでしたけれども、も非常に大きく影響するものだと思います。そういった意味では、先ほどの京都コングレスの中で日の別がれていたら、今、京都コングレスの中で日の別がいていたら、今、京都コングレスの中で日の別がれていたら、今、京都コングレスの中で日の別がいる。

そういった意味では、先ほどの京都コングレス、残念ながら開かれませんでしたけれども、もし開かれていたら、今、京都コングレスの中で日本の刑事司法はどういうふうに評価されていたかと、この問題が集積されて、こういうことを考えますと、法の支配というものが国際的なレベルの中でもきちんと理解されるということがとても重要だと思っています。

ありがとうございました。れども、私の質問を終わりたいと思います。れども、私の質問を終わりたいと思います。と非、法の支配の意義の重さを理解して、これ

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会割り当てていただき、ありがとうございます。割り当てていただき、ありがとうございます。まず最初に、今回提案されております自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆるあおり運転処罰法改正ですけれども、先回の参考人質疑、また、今日もこれだけ多くの皆さんの質疑がござまた、今日もこれだけ多くの皆さんの質疑がござまた、今日もこれだけ多くの皆さんの質疑がござまた、今日もこれだけ多くの皆さんの質疑がござまた、今日もこれだけ多くの皆さんの質疑がござまた、今日もこれだけ多くの皆さんのかるり運転を表している。それも運転をする人のかなり暴力行為に近いものが凶器になって人を死に至らしめるというような状況の中で、て人を死に至らしめるというような状況の中で、

の部分などでこの辺りを広めていただけたらと思的に発揮するためにも、交通教育そして学校教育きます。その上で、是非とも、抑止効果を中長期意を反映したものと理解をし、賛成させていただ

さて、いつものとおり一貫して父母の離婚後のすけれども、四月十日に公表されました二十四か国海外法制調査結果を踏まえて、まずは、子供の居住地を移動すること、ここは共同養育の中で大変大事な事柄とされております。日本の中では余り理解されていないんですけれども、海外では、り理解されていないんですけれども、海外では、り理解されていないんですけれども、海外では、り世解されていないんですけれども、海外では、り世解されていないんですけれども、海外では、り世解されている国が多い古ることは禁止あるいは制限されている国が多いことが分かりました。子供の居住地を地理的に移動させることで画会交流条件悪化させる、あるいは子供にとって意義のある交流の実効性が下がってしまう、それを防ごうということでございます。

| う片方の親との交流を遮断されるということで、 え言われ、ハーグ条約の違反とされる実態が日本 子供にとってはかなり大きな被害になるわけでご 獲得に有利だからということで子供を連れ去るよ ざいます。そんなところで、日本のように、離婚 臣はもちろん御存じだと思います。 国内でもまだ横行していると。その実態、法務大 ざいます。これが海外からの子供の拉致国家とさ の都合で勝手に居所、住居を変えられ、そしても ナによって面会が十分にできないという実態もご 議員が紹介くださいましたけれども、 うな事案も頻繁に起きております。これは、片親 も、片親親権制度であるがゆえに、離婚後の親権 権でありながら、DVなどがない場合であって 後の面会交流の軽視はもとより、婚姻中は共同親 査によりますと、八○%近くの方たちがこのコロ 今、コロナの問題でこの面会交流、先ほど柴田 当事者の調

い合って、そして離婚裁判で先に連れ去った方が権制度であるがゆえに、父と母が子供の親権を奪まず最初に法務大臣にお伺いしますが、片親親

○政府参考人(小出邦夫君)

お答えいたします。

有利に親権を与えられるという、継続性の原則を有利に親権を与えられるという、継続性の原則を定変えるときだと思います。法務大臣の覚悟ときで、親権を獲得するために連れ去り事件が後をもついるという、継続性の原則を

○国務大臣(森まさこ君) いつも申し上げていることでございますが、父母の離婚後も父母の双方が子す。この点については、離婚後も父母の双方が子す。この点については、離婚後も父母の双方が子の監護の責任を負うべきであるとして、離婚後も父母が共に親権者となる制度を導入すべきであるとの意見があることや、他方で、これについて慎重な意見があることも承知しております。 「現在、法務省の担当者も参加する家族法研究会において検討されており、この中で離婚後も父母の双方が子の監護の責任を負うべきであるとして、離婚後も父母が群婚をした後の子の養育の在り方については、現在、法務省の担当者も参加する家族法研究会において検討されており、この中で離婚後も父母の双方の監護の責人があることも承知しております。

ます。
しっかりと検討を進めてまいりたいと思っておりら、様々な御意見に耳を傾けながら、引き続きら、様々な御意見に耳を傾けながら、引き続き

ます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

今回の二十四か国調査の中で、離婚時に面会交流及び養育費について法的義務を付与しているところは韓国、オーストラリア、オランダなど数は少ないことも分かりましたけど、同時に、様々な他の義務を課すことによって実質を上げようということが増えておることも分かりました。そういう中で、今法務省さんもいろいろ努力をしていただいておりますけれども、面会交流と養育の取決めを丁寧に説明をしたパンフレットがございます。今日皆さんにお配りしておりますけれども、このパンフレットが今どれくらい具体的に有効に活用されているか、その点を法務省さんの方、お願いいたします。

委員御指摘のとおり、法務省では平成二十八年を員御指摘のとおり、法務省では平成二十八年を同時にこれを配付するなどの周知活動に取り組と同時にこれを配付するなどの周知活動に取り組と同時にこれを配付するなどの周知活動に取り組んでいるところでございます。

他方で、養育費や面会交流の取決めがいまだ十分に行われていない現状、あるいはパンフレット分に行われていない現状、あるいはパンフレット会ことなどを踏まえまして、法務省では、離婚を考えている方々が考えておくべき事項を整理したホームページを本年三月に新たに開設するなど、東なる周知活動にも取り組んでいるところでござ更なる周知活動にも取り組んでいるところでございます。

す。

いずれにいたしましても、養育費や面会交流す。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。 ○嘉田由紀子君 ありがとうございます。 私も、先回法務大臣から御示唆をいただいて れームページ見せていただきました。大変分かり やすい、離婚を考えている、もうその段階から行 く行くどうするのかということを導入する大変分 かりやすいホームページになっていると思いま す。先々回だったでしょうか、明石市の事例も紹 す。生々回だったでしょうか、明石市の事例も紹 す。生々回だったでしょうか、明石市の事例も紹 す。たべしただきましたけれども、こうして各自 治体も含めてこの問題をより具体的に広報してい ただくことが大事だと思っております。

あわせて、やはり法的な問題、法務省ならでは あわせて、やはり法的な問題、法務省ならでは が。例えばこのパンフレットでも、養育費、面会 交流のことをあらかじめ決めましょうとあります けれども、それを決めていなくても離婚は認めらけれども、それを決めていなくても離婚は認められますということが書いてある。事実そうなんです。全然何の取決めもなくても、後精質に、判こして、そして持っていったら離婚が認められ

三部

今回の処罰法改正は大変タイムリーなものと、民

離婚制度になっているわけでございます てしまうという、もう世界的に見ても極めて

務大臣にお伺いします。 が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。法 るようなガイドラインを政府として作成すること その最低限度よりも高い基準で当事者が合意でき 利義務に関係するものです。法律で養育費の金 いただけたらと思います。また、具体的に養育費 れども、これを義務化をするという方向、お考え と面会交流条件の合意をつくってきたわけですけ の額面、面会交流の日数などについては国民の権 そういう中で、民法七百六十六条では、養育費 面会交流日数の最低限度を定めた上で、別途

の義務化となりますと様々な課題があるというふ されることは重要なことでございますが、取決め 母が離婚する場合に面会交流や養育費の取決めが うに認識をしております。 ○国務大臣(森まさこ君) 未成年の子を有する父

くこと等については検討すべき課題も多いものと う、法律やガイドラインによって基準を定めてい ければならないことがありますので、義務化とい る最中であるというふうに承知をしております。 ないこととすることなどについて検討をされてい 等の子の養育に関する計画を策定しなければなら 離婚をする場合に面会交流や養育費に関する事項 家族法研究会で、未成年の子を有する父母が協議 現状に対する指摘も踏まえて、先ほど申し上げた とが多いという現状もございますが、そのような 他方で、養育費の額や面会交流の日数について 現在、協議離婚の場合に取決めをしていないこ . 具体的な事情や個々の親子関係等を考慮しな

関係省庁と共に引き続き検討してまいりたいと思 方については、委員の問題意識も踏まえまして、 養育費及び面会交流の取決めに係る規律の在り

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。 前向き

に検討していただけたらと思います その中で、具体的に、先ほどの二十四か国の海

> るよう監督する機関の設置等がございます。 てカウンセリング、また面会交流が適切に行われ す。支援の中身としては、まず父母の教育、そし 的に進めるときの大事なポイントだろうと思いま 外調査報告でも、 ての支援制度が大半の国にあります。ここが具体 公的機関による面会交流につい

ます。 | 国はあるでしょうか。法務省さんの方にお伺いし り子供と暮らしていない親と子供が面会交流以外 | が多いという日本の状況の中で、非監護親、つま 件付ける監護親、ふだん暮らしている親ですね、 思っておりますけれども、この面会交流を大変条 付きという言葉がちょっと硬いので、私はこれを 護親が監視付き面会交流以外認めない、この監視 用されるのでしょうか。特に、日本のように、監 の選択肢を奪われるような仕組みを採用している 支援付き面会交流と同時に使った方がいいかと て、どのような条件下でこのような監督機関が利 れるよう監督する機関を設置している国におい そこで質問ですが、この面会交流が適切に行わ

などの要件を満たす必要があるといった回答が得 立が激しいため面会交流を行うことが困難である ○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。 施するなどの支援を受けるためには、両親間の対 オランダでは、第三者の監督の下で面会交流を実 す。また、これらの国のうちカナダ、イギリス、 は、 を行う機関が設置されている国といたしまして 交流の際に第三者が監督又は同席するという支援 ス、 られております 今回の海外法制調査の結果によりますと、面会 ドイツ、オーストラリアなどが挙げられま 例えばカナダ、イギリス、オランダ、スイ

ます。

ませんでした。 ないし支援付きの面会交流以外の選択肢がなくな 形での制度を採用しているといった回答はござい は、運用の問題は別といたしまして、そういった るような制度を採用しているか否かにつきまして 付きの面会交流以外は認めないというだけで監視 また、委員御指摘の、監護親が監視ないし支援

ただきます。 いので、少し詳しく説明、また質問続けさせてい み自身が日本では今まで余りなじみが一般的にな ころもあるかと思いますが、面会交流という仕組 ○嘉田由紀子君 この辺、かなり細部に入るので理解しにくいと ありがとうございます。

意見が多いということでございます。 ス、あるいは大変高葛藤の親、ここのところが共 放棄だったり薬物中毒など問題のある特殊なケー 同親権に対して大きな問題だということで慎重な ます。一方で、一、二割は児童虐待だったり育児 レンドリーで議論ができるというデータもござい DVや虐待のケースではない、かなりお互いにフ 今、実は、離婚に至る父母の中でも八、九割は

るという法制化が必要ではないのかと思っており の地理的な範囲くらいで支援センターなどをつく 意味で、地理的に都道府県範囲、 めを思うときに、やはりここは壁を越えるという 方法を取ってしまうかもしれませんが、子供のた かというようなことで、ついつい父や母は安易な のに、そんな面倒くさい、養育費とか面会交流と にとっては、今まで判こ一つで簡単に離婚できた らいの地理的な分布で設けるべきだと考えます。 流センターを少なくとも各都道府県、指定都市ぐ べきと考えますが、 面会交流が必要と命じた場合にこの交流を認める 私も自治体を担っていた立場からしますと、住民 それも十分に理解した上で、裁判所が監視付き そのためには具体的に面会交 あるいは政令市

思います。特に、これまで余り広がっていなかっ サービス提供を行うなどの制度的保障が必要だと 実施率やあるいは満足度、カウンセリングなどの には、法務省による認証制度、様々な認証制度、 理解を深めるためにもこの制度的保障が必要だと た分野ですので、この辺り、自治体の担当者等の 認証制度を設けたり、あるいは格付、面会交流の 前回はADRのことをお伺いしましたけれども、 考えますけれども、法務省さん、いかがでしょう あわせて、この面会交流の水準を維持するため

そのような場合には面会交流を支援する機関が必 ○政府参考人(小出邦夫君) で面会交流を実施することが困難な場合があり、 要であるとの指摘や、そのような支援を行う機関 面会交流の実施につきましては、当事者間のみ お答えいたします。

が法的な裏付けのない民間団体では不十分である

といった指摘があることは承知しております。

関による認証を与える制度等についても検討され る予定と承知しております 交流の支援機関に対する公的支援の拡充や公的機 交流の取決めの実効性を高める方策として、 この点につきまして、 家族法研究会では、 面会

しっかりと検討してまいりたいと考えておりま ており、引き続き、委員の問題意識も踏まえ、 は子供の健やかな成長にとって重要であると考え いずれにせよ、面会交流が適切に行われること

○嘉田由紀子君 ありがとうございます

講そのものも法律で義務化をするというようなこ 後、一つのこれを離婚の要件に入れて、そして受 育プログラムが必要だろうと常々私たち思ってま ことも含めて夫と妻の在り方のようなところが教 父母の教育プログラムを受講する、その受講した する場合には、面会交流、養育費の取決め含めて いりましたけれども、未成年者がいる父母で離婚 も、やはり、実は離婚の前に結婚とは何かという とも大事だろうと思います。 最後に、法務大臣にお伺いしたいんですけれど

で義務付けするということについて、 プログラム、父母の教育プログラムの受講を法律 すけれども、やはり法の支配、それが子供にとっ ですね、でもいろいろ問題は出てくると思うんで て大事な後ろ盾になるということで、この辺り、 このことは、直接に対応する市町村、市区町村 法務大臣の

をしております。そういった海外の制度は、我が ださる海外の教育プログラム制度については承知 ○国務大臣(森まさこ君) 委員がいつも教えてく 第三部